

曩ニ衆議院解散セラレ、昭和七年度歳入歳出総算暨ニ同年度各特別會計算算不成立トナリシ爲ニ、政府ハ憲法ノ條章ニ依リ、前年度ノ豫算ヲ施行スルコトニナリマシタガ、唯々今回ノ事變ニ關スル經費ニ付キマシテハ、緊急已ムヲ得ザルモノアルカ故ニ、茲ニ臨時議會ヲ召集ヲ奏請シ、追加豫算案及法律案ヲ提出致シマシタノデアリマス、尙ホ此機會ニ於テ銀行券ノ金貨兌換ニ關スル件及昭和六年度ニ於ケル國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件ノ緊急勅令竝ニ今回ノ事變ニ關シ經費支辨ノ爲メ公債發行ニ關スル外ニ、何等ノ意圖ヲ有シマセヌ、領土の企圖無キハ勿論、門戸開放機會均等主義ヲ尊重スルモノデアルコトハ屢、聲明シタ通リデアリマス、日支兩國ハ目下複難ナル關係ニ立チ到ソテ居リマスガ、支那ニシテスル外ニ、何等ノ意圖ヲ有シマセヌ、領土の企圖無キハ勿論、門戸開放機會均等主義ヲ尊重スルモノデアルコトハ屢、聲明シタ事ニアラズト思ヒマス、政府ハ一日も早ク日支關係ガ常態ニ復シ、善隣ノ誼ヲ敦クセシコトヲ切望シテ居ルノデアリマス

一般政策ノ事項ニ關シマシテハ、次期議會ニ於テ諸君ノ協賛ヲ願フ心算デアリマス、此度ノ提案ニ付キマシテハ、現下ノ事態ニシテアリマスガ、本日茲ニ其後ノ事態ニ關シマシテ、報告ヲ兼ね所見ヲ陳述致シマス

○議長(秋田清君) 芳澤外務大臣

(國務大臣芳澤謙吉君登壇)

ノハ、私ノ欣幸ト致ス所デアリマス
支那本部ニ於ケル排日運動ニ付キマシテ
ハ、其後モ機會アル毎ニ、支那側ニ對シマ
シテ之ガ徹底的停止ヲ要求シテ來タノデア
ルノデアリマス、然ルニ支那側ニ於キマン
テハ、何等反省ノ跡ナク、該運動ハ却テ益、
深刻執拗ヲ加フルノ狀況デアリマシテ、上
海地方デハ其勢最モ甚シカッタノデアリマ
ス、殊ニ一月九日上海民國日報ノ我ガ皇室
ニ對シマスル不敬記事事件、及同月十八日支
那暴民ノ我ガ日蓮宗僧侶等殺傷事件ノ發生
ヲ見ルニ及ビマシテ、過去長日ノ間排日運
動ノ爲ニ苦シミ、殊ニ最近其最モ惡辣ナル
情勢ニ對シテ、隱忍ニ隱忍ヲ重ネ來リマシ
タ我ガ居留民ノ憤懣ハ、其極ニ達シマシテ、
事態極メテ重大化スルニ至ツタノデアリマ
ス
此狀況ニ於キマシテ、在上海帝國總領事
ハ、政府ノ訓令ニ基キ、上海市長ニ對シマ
シテ、右兩事件ニ關シ嚴重抗議シマスルト
共ニ、數項ノ要求ヲ提出致シマシタノデア
リマス、而シテ前者ニ付キマシテハ、間モ
ナク同市長ニ於テ我ガ要求ニ應ジタノデア
リマス、又後者ニ付キマシテハ種々曲折ガ
アツタノデアリマスガ、結局同月二十八日午
後三時ニ至リマシテ、同市長ヨリ我方ノ要
求ヲ容レタ回答ガ接到致シタノデアリマ
ス、我方トシマシテハ、之ニ依テ事態ノ緩
和ヲ期待スルト同時ニ、支那側約束ノ履行
ヲ監視スルノ地位ニ立ツニ至タ次第デア
リマス
然ルニ是ヨリ先、第十九路軍ハ上海ノ租
界附近ニ集中致シマシテ、各種ノ戰鬪準備
ヲ行ヒ、甚ダ不穩ナル態度ヲ示シテ居ツタ
ノデアリマシタガ、共同租界工部局當局ハ、
無節制ナル支那軍隊及極端分子ノ使嗾シマ
スル支那暴民ノ爲ニ、租界内ノ秩序ガ紊亂
サレルコトヲ慮ツタモノ、如ク、二十八日
ノ參事會ニ於キマシテ、同日午後四時ヨリ
戒嚴令ヲ施行スルコトニ決定致シタ次第デ

アリマス、其結果列國軍ハ豫テノ協定ニ基
キマシテ、各其受持區域ノ警備ニ就イタ
ノデアリマス、我ガ陸戰隊モ、其受持區域
デアル關北地方ノ警備ニ就カウトシマシタ
際、支那側ヨリ我ガ陸戰隊ニ向ヒマシテ發
砲致シマシタノデ、我軍ハ已ムナク是ガ對
抗手段ヲ執タノデアリマス、世間ニハ往
往此事ニ付キマシテ、支那側ノ方カラ我方
ノ要求ヲ承認致シタニ拘ラズ、我ガ陸戰隊
ニ於テ、自カラ求メテ攻撃ヲ開始シタルガ、決シテサウ
云フ次第ナク、事實ハ只今私ノ申上ゲタ
通リデアリマス

我方ト致シマシテハ、事態ノ惡化ヲ防グ
ガ爲ニ全力ヲ盡シ、二度迄モ支那側トノ間
ニ戰鬪中止ノ協定ヲ成立セシメタノデアリ
マス、然ルニ此戰鬪中止ノ協定ハ、二度ト
モニ支那軍ノ破棄スル所ト相成タノデア
リマス、然ルニ支那側ニ於キマシテハ遂ニ之ニ
應ジナカッタ爲ニ、一月二十一日ニ至リマシ
テ、豫テ増援ノ爲メ派遣セラレテアリマシ
タ我ガ陸軍ハ、海軍ト相協力致シマシテ、
支那軍ノ一定距離以外ニ撤退スルコトヲ強
制致シタノデアリマス、其結果三月三日ニ
至リマシテ、完全ニ支那軍ノ撤退ヲ實現セ
シメタ次第デアリマス、上海事件ノ發生ヲ
見ルヤ、支那政府ハ日支間ノ紛争ニ付キマ
シテ、國際聯盟規約第十五條ノ適用ヲ、先
シテ聯盟理事會ニ提起致シタノデアリマス、
ハ、上海事件ハ單純ナル地方的事件デアリ
マシテ、所謂國交斷絶ニ到ル處アルモノデ
ナイト考ヘテ居ルノデアリマス、又滿洲問
題ニ付キマシテハ、最近同地方ニ於ケル新規
ノ戰鬪行爲モナク、又規約第十一條ニ基イ

テ理事會ニ繫屬申デアリマシテ、現ニ既ニ
調査委員ガ支那ノ實情ヲ調査スルガ爲ニ極
東ニ向テ出發シタル事實モアル次第アリ
リマシテ、是等ノ理由ニ顧ミマシテ、上海
事件モ、滿洲事件モ、共ニ規約第十五條ノ
適用ヲ見ルベキ問題デハナイト云フ見解ヲ
執テ居ルノデアリマス、帝國政府ニ於キ
マシテハ最初ヨリ此趣旨ニ基キマシテ、明
確ナル留保ヲ聲明シマシタ上デ、理事會及
ビ總會ノ討議ニ參加致シタノデアリマス、
然ルニ國際聯盟總會ハ、三月十一日ニ至リ
マシテ一ツノ決議ヲ通過致シタノデアリマ
ス、此決議ハ、我が日本ト致シマシテハ、
受諾シ難イ幾多ノ點ヲ含ンデ居ルノデアリ
マスカラ、總會ニ於キマスル帝國代表ハ、
政府ノ訓令ニ基キマシテ、日本側ノ立場ヲ
闡明致スト同時ニ、前述ノ第十五條適用ニ
關シマスル異議ヲ留保シマシテ、投票ニ參
加致サナカタ次第アリマス

將又北洋漁業問題ニ關シ、マスル日本ト
「ソヴィエット・ロシア」トノ間ノ諸懸案ニ付
キマシテハ、昨年來「モスコ」ニ於キマシ
テ銳意商議ヲ繼續中デアリマスルガ、未ダ
解決ヲ見ルニ至リマセヌ、去リナガラ是ガ
適當ノ妥結ニ達シマスコトハ、兩國國交ノ
大局カラ見マシテモ、極メテ望マシキ所デ
アリマシテ、又解決ヲ圖ラントシマスル大
體ノ方針ニ付キマシテハ、既ニ兩國ノ間ニ
意見ノ接近ヲ見テ居ル所デアリマス、政府
ト致シマシテハ、今後トモ吾ガ主張ノ貫徹
ニ努メマシテ、條約ニ基ク正當ナル權利利
益ノ確保ヲ期スル考デアリマス
以上ハ帝國外交經過ノ大體デアリマス
ガ、帝國ハ滿洲ニ於キマシテハ、甚大ナル政
治的利害關係ヲ有スルコトハ勿論デアリマ
ス、而シテ支那本部ニ於キマシテハ、政治
的關係ヨリモ寧ロ經濟的利害ノ方が多分デ
アリマス、隨ヒマシテ南京政府及國民
黨黨部ガ、從來ノ排日政策ヲ拋棄シテ、內
部ノ和平統一ヲ圖リ、資源開發等ノ經濟的
發展ニ努力シマスル場合ニハ、日支兩國ノ
國交和衷融合ニ至ルベキコト、疑ヲ容レザ
ル所ト考ヘテ居ルノデアリマス
尙ホ茲ニ一言致シタイコトハ、滿洲事變、
殊ニ上海事件ノ發生以來、歐米諸國ニ於ケ
ル空氣ハ、我國ニ對シマシテ鬼角好意的デ
ナイト思ハル、モノガアタ次第アリマ
ケル日本ニ對シマスル感情モ漸次好轉スル
コト、期待シテ居ル次第アリマシテ
○議長(秋田清君) 荒木國務大臣
(國務大臣荒木貞夫君登壇)

○國務大臣(荒木貞夫君) 只今ヨリ私ノ主

管事項中當面ノ時局ニ關スルモノニ付キマ

シテ、茲ニ梗概ヲ申述ベタイト存ジマス

東洋永遠ノ平和ノ爲ニモ一大障礙デアリ

マシテ、又最モ悲シムベキ事象ノ一デアリ

マシタル所ノ彼ノ支那ノ排日排貨ノ運動

ハ、近年ニ至リマシテ頓ニ熾烈トナッタノ

ニアリマシテ、滿蒙ニ於キマスル所ノ我ガ

特殊權益ハ、當時ノ満洲政權ニ依リマシテ、

完膚ナキマズニ踩躡ヲセラレタノデアリマ

ス、遂ニハ我同胞鮮人ノ壓迫トナリ、更

ニ進ンデハ其虐殺ニマデ及ビマシテ、遂ニ

我ガ武官一行ニ對シマスル慘殺等ヲ見ルニ

至リマシテ、毎日モ茲ニ至テ其極ニ達シタ

ノデアリマス、隱忍ニ隱忍ヲ重ネテ參ッテ居

リマシタル所ノ我ガ在満ノ同胞、否九千万

ノ國民モ、最早一日モ平靜ヲ保ツニ堪ヘ難

至リマシテ、奉天北大營附近ニ於キマスル

王以哲配下ノ支那官兵ノ暴舉ニ依リマシテ、

茲ニ已ムナク皇國自衛權ノ發動ヲ餘儀ナク

事態ハ更ニ悪化ヲ致シマシテ、遂ニ昨秋ニ

出デザル限リハ、統帥部ノ意見ニ基キマシテ、自主的ニ速ニ兵力ヲ收縮スル所ノ方針ヲ採ルコト、致シマシテ、本月ノ中旬ニ第十一師團及混成第二十四旅團ヲ現地ヨリ撤收スル所ノ命令ガ發セラレマシテ、内地ニ於テ待機スルコト、ナッテ、目下歸還輸送ノ途中ニゴザイマス。

以上ハ時局ニ關スル主務事項ノ大要ニアリマスルガ、抑、國防ノ見地ニ立チマシテ、皇國內外現下ノ情勢ヲ稽ヘツ、今次事變ノ性質及經緯ヲ仔細ニ考察致シマスルト、其重大性、深刻性ニ於テハ、到底往年ノ西伯利派兵、又ハ濟南事變等ト日ヲ同ウシテ論ズルコトガ出來ナインミナラズ、觀察ニ依リマシテハ、日露戰役當時以上ノ重大性ヲ有スルモノト考ヘラル、ノデアリマス（拍手）將兵始メ一般ノ意氣ノ高潮シ來リマシタルコトハ、固ヨリ當然ノ歸結デアルト存ジマス、唯此上ハ奉公ノ至誠ト、私ヲ忘レテノ奮闘ト、而シテ舉國一致ノ團結ノ力ニ依リマシテ、有終ノ美ヲ濟シテ、以テ國防ノ安固ト同胞ノ康寧トヲ期シタイト祈シテ居ル次第アリマス。

更ニ今次事變ニ於キマスル所ノ陸海軍ノ協同動作ニ付キマシテハ、古今ノ歴史ニ見ルコト稀ナル所デアリマシテ、蓋シ世界ニ誇ルベキモノ、一ト致シマシテ、深ク意ヲ強ウシテ居リマスルコトヲ特ニ茲ニ御報告申上ゲテ置キタイト存ジマス（拍手）

今ヤ上ハ、陛下ノ稜威ニ依リマシテ、神明ノ加護ヲ享ケ、下ハ將兵ノ忠烈無比ノ奮闘ニ依リマシテ、世界ノ畏敬ヲ受ケ、又同コトハ洵ニ感激ト御同慶ニ堪ヘザル所デアリマシテ、當局ト致シマシテモ、愈、其責任ノ重大ヲ痛感ヲ致シマシテ、戮力同心、皇國ノ此難局ヲ打開ヲ致シマシテ我ガ國體ノ本源ニ

期シ、内ハ萬民同福ノ爲ノ國防ノ安寧ヲ
舉ゲマシテ、異端ヲ排シ、皇道ヲ踏ミ、以
テ皇國ノ清新ナル和平ニ寄與シ、宏猷扶翼ノ
大任ヲ果スコトニ達進致シマシテ、一同ト
共ニ是ガ實現ヲ期シテ居ル次第デアリマ
ス、然ルニ前途ハ尙ホ逆賊シ難キモノガ多
多アリマスル、如何ニ考ヘテ見マシテモ、
内外洶ニ非常ナル時機ト存ジマスルノデ、
吾々モ非常ノ覺悟ヲ以テ臨ンデ居ル次第デ
アリマスルカラ、ドウゾ各位ニ於カレマシ
テモ、此難局ヲ御諭察ノ上、現下ニ於キマ
スル陸軍ノ使命ノ完成ニ十分ノ御協助アラ
ンコトヲ切ニ祈ル次第デアリマス（拍手）
○議長（秋田清君） 大角海軍大臣

ト云フ回答ヲ受ケタマニアリ、然ルニ
當時支那側反動諸團體ノ暴動化セントスル
氣配ハ極メテ濃厚トナリマシテ、又我ニ對
シ著々戰備ヲ整ヘツ、アル第十九路軍及便
衣隊等ニ對シマシテハ、市長ハ何等之ヲ制
壓スルノ權威無ク、保安隊ハ逸早ク逃亡ス
ルト云フヤウナ有様デ、形勢頗る險惡トナ
リマシタノデ、同日午後四時工部局ハ遂ニ
戒嚴令ヲ布キ、各國軍隊ハ、豫テノ協定ニ
從ヒマシテ其受持配備ニ就クニ至リマシ
タ、帝國海軍陸戰隊ハ豫メ我行動任務ニ
關スル布告ヲ發シタル後、邦人多數ノ居住
區域デアリ、且ツ我ガ受持警備區域デアリ
マスル、北四川路方面及楊樹浦方面一帶ノ
治安維持ニ任ズル爲ニ、兵力配備ヲ開始致
シマシタル所、北四川路方面ニ於テ、突如
トシテ支那軍ノ襲撃ヲ受ケマシタノデ、我
モ亦自衛上兵力行使ノ已ムヲ得ザルコト、
ナリマシテ、遂ニ日支兩軍ノ戰鬪ヲ惹起ス
ルニ至ラタノデアリマス

煉瓦造等ノ家屋ガ十重二十重ニ櫛比致シマ
シテ、恰モ天然ノ要害ヲ形成シ、敵ハ其間
ニ堅固ナル防禦陣地ヲ構築シテ我ヲ攻撃
シ、又支那獨特ノ便衣隊ナルモノヲ多數租
界内ニ潜入セシメマシテ後方ヲ攪亂シ、而
モ専各國ノ利害相錯綜セルニ乘ジ、故意ニ
我方ト第三國間ノ紛争ヲ惹起セシメント
スル支那側ノ惡辣ナル陰謀奸策ガ、盛ニ行
ハレルト云フヤウナ有様デ、作戦上極メテ
不利ナ状況ノ下ニ行動シタノデアリマス
ガ、我ガ陸戦隊ハ、堅忍不拔克ク善戦致シ
マシテ、敵ニ多大ノ損害ヲ與ヘ、彼等ヲシ
テ我ガ警備區域内ニ一步モ踏入レシメズ、
上海ニ於ケル我方地歩ヲ死守シタノデアリマ
ス、併ナガラ一方海軍兵力ヲ以テ陸戦隊
ヲ増援スルノニハ、自ラ一定ノ限度ガアリ、
且ツ前ニ申上ゲマシタヤウナ地形上ノ關係
モアリ、加フルニ各種複雜ナル國際關係等
モアリマスノデ、遠ク前へ出マシテ、其禍
根ヲ斷ツト云フヤウナ譯ニモノ参ラナカタ
ノデアリマス、而シテ他方支那側ハ續々増
援隊ヲ集中スルト云フ状況デアリマシタノ
デ、遂ニ二月初旬陸軍ノ出兵トナリ、次デ
更ニ同月下旬第二回ノ増兵ヲ見ルニ至ラタ
ノデアリマス

際都市タル上海自體、及ビ其咽喉ヲ扼セル

國際水路ノ安全モ確保サレマシテ、先づ茲ニ

一段落ヲ告ゲタ次第アリマス、是レ畢竟

陸下ノ御稟威ヲ仰ギ、國民ノ熱誠ナル後

援ニ感奮シタル出征將士ノ功勞ナリト信

ジ、洵ニ感激ニ堪ヘザル次第アリマス、

而シテ此事變ノ爲メ忠死セシ將士ノ英靈ニ

對シテハ、深甚ノ敬意ヲ表スルモノデアリ

マス

海軍ト致シマシテハ、事件ノ收マリ次第、

一日モ速ニ増派部隊ヲ復歸セシメテ、教育

訓練其他ノ整備ヲ致シ、以テ海軍本來ノ實

力ノ維持増進ニ努力致シタイノデアリマシ

テ、先づ以テ義ニ聯合艦隊ヨリ臨時第三艦

隊ニ編入セラレマシタ第三戰隊、第一水雷

戰隊、第一航空戰隊等ヲ復歸セシメタ次第

アリマスガ、尙ホ諸般ノ情勢ニ鑑ミマシ

テ、當分ノ間從來ノ第一遣外艦隊以外ニ、

尙ホ若干ノ部隊ヲ殘留セシムル必要ガアル

ト考ヘテ居ル次第アリマス

尙ホ又上海方面以外、支那沿岸各地ニ

キマシテハ、支那側虚妄ノ宣傳ニ因リマシ

テ、屢々人心ノ動搖ヲ見タノデアリマス

ガ、所在我方海軍警備部隊ト出先外務官憲

トノ協力善處ニ依リマシテ、只今迄ノ所、

特ニ申述ブベキ重大ナル事端ノ發生ヲ見ズ

ニ經過致シテ參、テ居リマス、以上ハ今次上

海事件ニ關スル經過ノ概要アリマス

帝國海軍ハ常ニ我政府ノ方針ニ則リ、

隣邦支那トノ親善融和ヲ念トシ、相提携シ

テ和平確保ノ使命ニ精進セントスルモノデ

アリマスガ、苟モ公道ヲ無視シ、正義ニ反

スル相手國ノ態度ニ對シテハ、敢然トシテ

其非ヲ匡正スルノ要アリト信ズルモノデア

リマス(拍手)希クハ支那側ニ於テモ、今次

ノ事變ニ深ク反省自覺スル所アリテ、將來所

謂禍ヲ轉ジテ福ト爲スノ結果ヲ見ルニ至ラ

ンコトヲ切望シテ已マザル次第アリマス

(拍手)

○議長(秋田清君) 高橋大藏大臣

(國務大臣高橋是清君登壇)

○國務大臣(高橋是清君) 昭和六年度及七

年度歲入歲出總豫算追加、此一括サレマシ

タ四案ニ付テ簡單説明ヲ致シマス、第一號

ノ年度歲入歲出總豫算追加ハ、滿洲省

事件ニ關シ昭和六年度中ニ陸軍省及海軍省

ニ於テ要スル經費ヲ見積リタルモノデアリ

マシテ、其金額ハ陸軍省所管ニ屬スルモノ

六百五十六万七千二百三圓、海軍省所管ニ

屬スルモノ百一万一千九百五十八圓、合計

七百五十七万九千百六十一圓デアリマス、

是ガ財源ハ借入金ニ依ル計畫デアリマス、昨

年九月滿洲事件突發以來、滿洲事件ニ關ス

ル經費トシテ今日マデニ支出シマシタ金額

七千九百八十餘万圓デアリマシテ、内昭和

六年度ノ歲出豫算節約額ヲ復活シタルモノ

ガ三百十餘万圓、第二豫備金支出ノ分ガ六

百九十餘万圓、財政上ノ緊急處分ニ依ル公

債金ヲ財源トシテ、豫備金外支出ノ分、六

千九百七十餘万圓デアリマス、之ニ今回ノ

追加豫算ヲ加ヘマスト、昭和六年度ニ於ケ

ル滿洲事件費ノ總額ハ八千七百三十餘万圓

ニ達スルノデアリマス

次ニ第二號ノ昭和六年度歲入歲出總豫算

追加ハ、恩給ノ豫算ニ不足ヲ生ジマシタ爲

メ、之ニ追加ヲ要スルモノデアリマシテ、

其金額ハ百四十二万二千四百七十一圓デア

リマス、是ガ財源ハ昭和六年度豫算實行上

ノ歲入超過額ヲ以テ、之ヲ支辨スル計畫デ

アリマス

次ニ第一號昭和七年度歲入歲出總豫算追

加ハ、滿洲事件ニ關シ昭和七年度ニ於テ、外

務、陸軍、海軍ノ三省ニ於テ要スル經費ノ

五百六十六圓、陸軍省所管ニ於テ三千九

七万二百五十餘圓、海軍省所管ニ於テ二千

七百十萬八千二百六十五圓、合計五千九百

五十一萬九千八十五圓デアリマス、是ガ財

源ハ公債ニ依ル計畫デアリマス

次ニ特第一號昭和七年度各特別會計歲入

歲出豫算追加ハ、關東廳並ニ公債金特別會

計ノ追加豫算デアリマシテ、關東廳ノ分ハ

昭和七年度ニ於テ、滿洲事件ノ爲ニ關東廳

ニ於テ要スル經費ノ内、四五ノ兩月分ヲ見

積タモノデアリマシテ、其金額ハ三十五万

四千二百三十六圓デアリマス、是ガ財源ハ

公債ニ依ル計畫デアリマス

又公債金特別會計ノ分ハ、前ニ説明シマ

シタ昭和七年度滿洲事件費ノ財源トシテ發

行スル公債金ヲ、一般會計竝ニ關東廳特別

會計ニ繰入レル爲ノ追加豫算デアリマシテ、

所謂通リ拔ケノ勘定ニ屬スルモノデアリマ

ス

以上ノ四案ハ何レ緊急避クベカラザル

經費ニ關スル追加豫算デアリマスカラ、速

ニ御協賛アランコトヲ希望致シマシテ

○議長(秋田清君) 是ヨリ質疑ヲ許シマ

ス——山道襄一君

(山道襄一君登壇)

○山道襄一君 總理大臣ヲ始メ各大臣ノ議

案ニ對スル御説明ヲ承リマシタ、之ニ對シ

マシテ質疑ヲ致シマスニ際シテ、關聯致シ

テ一言申上げテ置キタイノデアリマス

一昨日ノ本議場ニ於キマシテ、忠勇ナル

在外ノ我が軍隊ニ對シテ、本院ハ滿場一致

ヲ以テ感謝ノ決議ヲ致シタノデアリマス、

今回ノ滿洲竝ニ支那ニ關スル事件ニ付テノ

帝國軍隊ノ行動ハ、申スマデモナク自衛權

ノ行使ニ終始致シテ居ルノデアリマス、之

ニ要シマスル費用ニ對シマシテハ、我黨ハ

進ンデ協賛ヲ與ヘタイコトヲ思フノデアリ

マセヌ、總テノ行掛リヲ打捨テハ、眞ニ國

民代表ノ立場ニ於テ質問ガ致シタイトイ

ノデアリマス(拍手)故ニ私ノ間ハントス

テ質問ヲ致シマスル以上ハ、何卒内閣諸公

モ親切丁寧ニ此議場ヲ通シテ國民ニ説明ヲ

與ヘラレントコトヲ、豫メ御願ヲ致シテ置ク

牲トナラレマシタ所ノ吾々ノ同胞ノ英靈ヲ

慰メルコトノ一端トモナリマヌルナラバ、

吾々ハ實ニ本懷ノ至リニ堪ヘヌト考ヘ居

ルコトヲ一言致シテ置クノデアリマス(拍

手)

唯々外交ノ問題ニ關シマシテハ、若シ一

タビ其措置ヲ誤ルガ如キコトガアリマシタ

ナラバ、洵ニ取返シノ付カザル國家ノ大損害

デアルト共ニ、此忠勇ナル軍隊ノ勤キニ對

シテ、又一命ヲ賜シテ戰ハレタル英靈ニ對

シテ、吾々ハ何トモ申譯ノナイ事態ヲ惹起

スコトヲ心配ヲ致スノデアリマス(拍手)ソ

レ故ニ此軍事豫算ニ對シマシテハ進ンデ協

贊ヲ與ヘマスニ當テ、全國民が齊シク私

同様ナル憂慮ヲ致シテ居リマス外交ノ事柄

ニ付テ、二三ノ質問ヲ致シタイノデアリマ

ス

併シ今ヤ時局ハ極メテ重大デアリマス、殊ニ外務大臣芳澤氏ハ嘗テハ帝國ノ代表ト

櫛遁折衝ノ任ニ當タラレル苦心ノミナラ

ズ、人知レザル所ノ幾多ノ苦心ヲ有セラレ

テ、此難局ニ當テ居ラル、コトニ對シテ、

十分ナル敬意ト、十分ナル同情トヲ有シテ

居ル者デアリマス、故ニ此際私ハ多クノ言

葉ヲ用ヒテ敢テ之ヲ難詰セントシ、或ハ之

ヲ叱責セントスルト云フガ如キコトハ致シ

マセヌ、總テノ行掛リヲ打捨テハ、眞ニ國

民代表ノ立場ニ於テ質問ガ致シタイトイ

ノデアリマス(拍手)故ニ私ノ間ハントス

テ質問ヲ致シマスル以上ハ、何卒内閣諸公

モ親切丁寧ニ此議場ヲ通シテ國民ニ説明ヲ

與ヘラレントコトヲ、豫メ御願ヲ致シテ置ク

ノデアリマス

凡ソ一ツノ國家ヲ建設致シマスコトハ、

容易ナコトデハアリマセヌ、最近ノ世界大戰爭ノ後ニ於ケル歐羅巴ニ於キマスル小國建設ノ、アノ苦心ノ狀態ヲ見マシテモ明カナ事柄デアリマス、然ルニ最近亞細亞ノ一角ニ於キマシテ、殊ニ吾々ト密接ナル利害關係ヲ有スル此壤地帶ニ於キマシテ、滿洲國ガ生レ出タノデアリマス、而モ此滿洲國ノ建設ハ、極メテ無難デアリ、而シテ最モ輕キ言葉デ申シマスレバ、スラスラント出来上タクノデアリマス、恐ラク斯ノ如キ狀態ニ於テ國家が建設セラレタト云フコトハ、世界ノ東西古今ニ於テ稀ニ見ル事柄デアルト考ヘマス、何ガ故ニ斯ノ如ク無難ニ、斯ノ如ク容易ニ、此滿洲國ガ生レ出デタカヲ考ヘテ見マスト、私ハ斯ク信ズルノデアリマス、此滿蒙ノ地ガ、從來歴史的ニモ、政治的ニモ、支那ノ中央政權ト全然離レ、舊滿洲ノ勢力政權ト全然離レテ居タ、從テ此三獨立ヲシテ居タト云フコト、是ガ一ツノ事實デアル、更ニモウツ、此三千万ノ住民ノ心ガ、支那ノ中央政權ト全然離レ、舊滿洲ノ勢力政權ト全然離レテ居タ、從テ此三千万民衆ノ新國家組織ニ對スル精神ガ、全く一致シテ居タト云フコトヲ如實ニ物語テ居ルモノデアルト私ハ考ヘル者デアリマス、斯ノ如キ國家ニ對シマシテハ、吾々ハ非常ナル祝意ヲ表シ、非常ナル敬意ヲ表サナクテハナラヌ、同時ニ吾々ハ之ニ對シテ、多大ナル同情ト多大ナル好意トヲ有スル必要アルコトヲ感ズルノデアリマス、恐ラクハ此私ノ發言ハ、全日本國民ノ同様ナル考デアラウト云フコトヲ茲ニ信ズルノデアリマス(拍手)是ハ演口内閣、若槻内閣、而シテ現犬養内閣ヲ通ジテノ一貫シタル考デアリ、非常ナル同情ヲ與ヘナケレバナリマセン、非常ナル同情ヲ與ヘナケレバナリマセン、併シ今日ノ場合ニ於テ、此問題ニ付テアル、極メテ國際的ニ微妙ナル關係ノアルコトヲ信ジマスガ故ニ、多クノ言葉ハ費シ

所ノ此新國家ガ、先進諸國家ニ對シ承認ヲ求メテ居ル一事デアリマス、凡ソ國家ノ承認ハ、或ル場合ニハ、之ヲ求ムル者ヨリモ、コトヲ感ジナケレバナラヌノデアリマス、茲ニ土地ガアリ、住民ガ居リ、而シテ其處ニ主權者ガアルナラバ、其國家ハ法理上成立シ得ルデアリマセウ、併シ其國家ト利害ヲ有シ、其國家ニ對シ、何モノカノ關係ヲヨリ致シマスナラバ、先ニ申シタル如ク彼有シマス場合ニハ、求ムル者ヨリモ興ヘル者ニ於テ多クノ考慮ヲ拂ハナケレバナラヌ場合ガ幾多アルノデアリマス、帝國ノ現状ノ外務大臣ノ御説明ヨリモ、モウ一步進ンダル、國民ヲシテ安心セシメ得ル程度ノ御言明ガ出來ルナラバ、其御言明ヲ承リタイガ政府ガ滿洲國ニ對スル態度ニ付テ、先刻ノ外務大臣ノ御説明ヨリモ、モウ一步進ンハリマスル報道ニ依リマスレバ、此若キ國民ニ對シ、必ズシモ有利ナル報道ノミデハアリマセヌ、故ニ列國ノ滿洲國ニ對スル態度ニ對シ、我が帝國ハ如何ナル措置ヲ執ルノデアルカ、如何ナル覺悟ヲ有シテ居ルノデアルカト云フコトモ、併セテ此場合ニ承テ置キタインデアリマス(拍手)此問題ニ付テハ、私ハ今申シマシタ如ク、國際上極微妙ナ關係ノアルコトハ承知シテ居リマスガ、顧クハ政府トシテ、爲シ得ル最大限度ノ御言葉ヲ以テ、御答辯下サランコトヲ御願ヲシテ置キマス

上海事件ニ對スル處理ニ付テハ、軍事上茲ニ
ニ外交上如何様ナル處理ヲ爲サントシテ居
ラレルノデアルカ、特ニ最近上海ニ開港アレ
テ居リマス日支停戰ノ交渉ノ顛末ニ付テ承
リタイノデアリマス、其顛末ノ中ニ於テモ、
若シ帝國ノ軍隊ガ撤退ヲ致シタ場合ニハ、
其地域ニ於ケル治安維持ハ如何ナル方法ニ
依テナラル、カト云フコトハ、特ニ御
尋ヲ致シテ置キタイノデアリマス(拍手)
尙モ更ニモウ一ツハ、政府ハ此上海ニ在
ル帝國軍隊ノ撤收ニ向テ努力セラレツ、
アルヤウデアリマス、是ハ本年ノ二月七日
ニ、政府ガ上海事件ニ付テ聲明ヲセラレタ
所ノ、其聲明書ノ第五項及第六項ノ目的ヲ
達シタルガ故ニ、此撤收ニ著手シタト言ハ
レルノデアルカ、或ハ二月七日ノ聲明ノ第
五及第六ノ目的ヲ達スルノ成算ガ出來タ
ルガ故ニ、此撤收ノ開始ヲ致サレルト云フ
ノデアルカ、此點ハ特ニ明ニシテ置イテ戴
キタインデアリマス、今ヤ全國民ハ上海事
件ニ付テハ多大ノ憂慮ヲ有シテ居ルノデア
リマス、而モ此事件ノ取扱方ノ如何ニ依リ
マシテハ、帝國ノ外交、帝國ノ軍事等ニ及
ボシマス惡影響ガ、極メテ甚大ナルモノガ
アルコトヲ私ハ信ズルノデアリマス(拍手)
故ニ國家ノ爲メ、國民ノ爲メ此質問ニ付テ
モ特ニ詳細ナル御説明アランコトヲ御願致
スノデアリマス

至シテ居ル所以デアルコトハ申上ゲルマデ
モナイコトデアリマス、帝國政府ハ最初ヨ
リ此事件ニ付テハ自衛權ノ發動デアルコト
ヲ声明致シ、而モ如何ナル場合デモ吾々ノ
既得權益ノ擁護ガ出來、吾々居留民ノ生生命
財產ノ安固ヲ保チ得ラレルナラバ、イツ何
時デモ撤兵シ、イツ何時デモ日支交涉ニ應
ズル用意ノアルコトハ絶エズ聲明致シテ居
ルノデアリマス、隨テ帝國ハ此建前ヲ以テ
此事件ヲ扱フテ來テ居リマスガ故ニ、國交斷
絶ノ虞アル場合ノ規約デアル國際聯盟第十五
條ノ適用ノ必要ナキコトヲ、幾度モ繰返シ
シテ主張致シテ居ルノデアリマス、故ニ滿
洲事件ノ圓滿ナル解決ノ途ハ唯、日支直接
ノ交渉ニ依フテノミ遂ガ得ラル、モノデアリ
ルコトハ、芳澤外務大臣ガ「ジユネーヴ」ニ
於ケル、國際聯盟ノ會議ニ於テ帝國代表タ
リシ時ニモ屢、聲明ヲセラレ、此發言ヲセラ
レテ居ルノデアリマス、帝國政府モ昨年ノ
九月十九日、或ハ九月二十四日ノ聲明、十
月十二日ノ回答、九月三十日ノ會議、或ハ
今年ノ二月四日外務大臣ガ英米佛ノ三國大
使ノ來翰ニ對シテ答へラレタル其中ニモ、
明ニ之ヲ明言セラレテアル通リデアリマ
ス、只今ノ御演説ニモ是ガアッタノデアリマ
ス、而モ單ニ日本ノ聲明ノミナラズ、此
事ニ付テハ御承知ノ如ク、昨年ノ九月三十一
日ニ於ケル國際聯盟理事會會議ノ席上ニ於
テ、英國代表デアル「セシル」卿ハ、支那ノ國
際聯盟十五條ノ適用ノ要求ニ對シテ深ク之
ヲ察メ、今回ノ此「ジユネーヴ」ノ會議ハ聯
盟規約第十一條ニ依フテ招集セラレタ會議
デアル、而モ今日事態ハ漸次改善セラレ
シ努力スルコトガ當然ノ義務デアルト云
フ事迄極言致シ、會議ハ之ヲ謹聽シ、而モ
如キコトハ斷ジテ不可デアル、幾多ノ係争事
件ソレ自身ハ、兩當事國自身ニ於テ解決
於テ、兩國直接ノ交渉ヲ明ニ聯盟ハ承認シテ

居ルノデアリマス、是ハ私ガ繰返シテ申上ゲルマデモナイコトデ而モ昨年ノ十二月十日ニ於テ決定サレタ滿洲竝ニ支那ニ對シ、國際聯盟ヨリノ特別調査委員派遣ノ決議ノ如キ、國際聯盟ソレ自體ガ滿洲及支那ニ關スル知識ガ缺乏シテ居ルガ爲ニ、此派遣ヲ致スト云フコトニナツタコトハ、現在ノ外務大臣デアリ、時ノ帝國代表デアッタ芳澤氏ノ疾ク御承知ノコトデアリマス、然ルニ斯ノ如ク明確、斯ク如ク事理明白ナル決議ガアルニ拘ラズ、今年三月十一日ノ國際聯盟特別總會ニ於キマシテハ奇怪千萬ナル決議ヲ致シテ居ルノデアリマス、其決議ノ内容ヲ致シテ居ルノデアリマス、其報告ノ内容ニ付テハ、私ガ今更之ヲ申上ダルマデモナク、外務大臣御承知ノ通りデアリマス、此決議ニ依リマスレバ聯盟規約第十五條ヲ滿洲事件ニマデ適用セントスルノデアリマス、之ニ依テ如何ナル事ヲ生ズルカト云フナラバ、奇怪千萬、遺憾至極ノコトガ生ズルノデアリマス、大體國際聯盟ガ、曩ニハ特別調查委員ヲ滿洲ニ派遣シテ、其報告ヲ俟テ、此事件ノ最後ノ決定ヲ與ヘルト云フコトト、ナリ、滿洲事件ハ國際聯盟規約第十一條ニ依テ之ヲ處理スルト云フコトニ確定サレテ、特別委員派遣トナ、テ居ルノデアリマス、其委員ハ日本ヲ經テ上海ニ至リ、滿洲ニ至ラントシテ、目下調査中デアルノデアリマス、然ルニ其報告ヲ俟タズシテ、國際聯盟ガ自ラ知識ノ缺乏ヲ認メナガラ、缺乏シテ居ル此知識ノ儘デ、第十五條ヲ適用シテ此事件ノ處理ヲセントスルガ如キコトハ、何ト考ヘテ見テモ能力ニ不德義ナル行爲デアルト私ハ思ハナケレバナリマセヌ（拍手）又斯ノ如キコトヲ致シマスナラバ、ソノ異タ會議ヲ有ツト云フガ如キコトハ、行爲デアルト云フコトヲ私ハ信ゼザル明ニ不法デアルト云フコトヲ私ハ信ゼザル

ヲ得ヌノデアリマス（拍手）更ニ又日本ガ幾度ビカ承認ヲ與ヘマシタ所ノ其聲明、其留保ニ對シテ、彼等ハ之ニ向テ承認ヲ與ヘ置キナガラ、此日本ノ聲明、此日本ノ留保ヲ蹂躪スルガ如キ決議ヲ致スコトニナルテアリマスガ、是ハ確カニ不當ナル決議不當ナル會議デアルト言ハナケレバナリマセヌ、此不當ナル態度、此不法ナル態度、此不德義ナル態度、ソレニ依テ開カレタル所ノ此三月十一日ノ國際聯盟特別會議ニ向テ、帝國政府ノ代表ハ、政府ノ命ヲ受ケテ出席シテ、之ニ發言スルトハ一體何事デアルカト云フコトヲ私ハ承テ見タイノデアリマス（拍手）

斯ノ如キ會議ニ參加ヲ致シテ——斯ノ如キ會議ニ向テ參加シタル以上ハ、其留保ヲ致サウトモ、棄權ヲ致サウトモ、苟クモ

之ニ向テ參加ヲ致シタル以上ハ二重ナル、不德ナル、不法ナル、不德義ナル會議ヲ、

日本帝國ノ政府ガ承認シタト云フコトニ相成ルノデアリマスガ、之ニ對スル政府ノ

會議ノ決議ヲ爲サシメタト云フコトハ、取

モ直サズ國際聯盟規約十五條ノ第十項ノ決議ヲ爲サシメタコトニナルノデアリマス、

何故ニ堂々其不法不當不德義ヲ責メテ、反

省ヲ求メ、少クトモ大國ノーラシテ反對セシメナカツタカ、此間ニ盡スペキ幾多ノ手段ガ

外交官トシテナクテハナラヌ、外務當局トシテナクテハナラナカツタ考ヘルノデア

リマスガ、之ニ對シテハ如何ナル對策ヲオ

有チニナツテ居ルカ、之ヲ私ハ承リタイノデアリマス、前若槻内閣ノ當時決定シテ居ルタ

滿洲事件ヲ覆ヘシタ大失態デアル（拍手）

若シ之ニ對シテ明確ナル御答辯ガ得ラレマセナラバ、恐ラクハ日本ノ國、近代日

本ニ於テ斯ノ如キ失態、斯ノ如キ怠慢ナル

外交ナカリシコトヲ思フ、之ニ對スル政府

ノ責任、外務大臣ノ責任ヲ明ニシテ置イテ

シメタカト、斯ウ云フ御質問デアリマス、

只今ノ御質問ノ中ニモアリマシタ通り、日本ノ代表ハ三月十一日ノ決議ニ對シマシ

テ、日本ノ立場ヲ闡明シテ、第十五條ニ關

スル留保ヲ維持シテ棄權シタノデアリマス、

是ハ何處ノ國際會議デモ、如何ナル條約ヲ結

ば場合ニモ、留保ヲスルト云フコトハ能ク

アル、國際聯盟ノ理事會ナリ、總會ナリニ

於キマシテモ、過去ニ先例ハ多々アルノデアリマス（拍手）何故サウ云フ態度ヲ執ルナ

ラバ、最初カラ總會ニ我ガ代表ヲシテ出席

セシメタカト云フ御質問ノ趣旨カトモ解釋

サレルノデアリマスルガ、御承知ノ通リ満

クヤウナ、政府ハ今日マデ安閑トシテ之ニ對スル何等ノ對策ヲ講ゼズ、此誤解ニ對スル辯明ヲナサヌデ居ラレタノデアルノデハアリマセヌカ、若シ努力セラレタナラ、如何ヤウニセラレタカト云フコトヲ承リタイリス、只今ハ急イデ之ヲ與ヘルコトハ見合シテ居ルト云フ狀況デアリマス、ソレカラ満洲國ノ出現ニ就テ、歐米諸國ノ之ニ對スル態度ハドウデアルカト云フ御質問モアリマシタガ、只今政府ノ領收致シテ居ル歐米諸國カラノ報道デハ、マダ歐米各國ニ于キマス（拍手）而モ、此三月十一日ノ會議ニ於テ、我國ガ聯盟規約第十五條ノ適用會議ニ留保シタト稱セラル、モ、代表ガ會議ニ出席シテ棄權シ、殆ド満場一致ノ形ヲ以テ

會議ノ決議ヲ爲サシメタト云フコトハ、取

モ直サズ國際聯盟規約十五條ノ第十項ノ決議ヲ爲サシメタコトニナルノデアリマス、

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ怠慢ニアリマス、若シ斯ノ如キコトニ對シテ、

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ失態デアルト私ハ思フノ

デアリマス（拍手）

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ怠慢ニアリマス（拍手）

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ失態デアルト私ハ思フノ

デアリマス（拍手）

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ怠慢ニアリマス（拍手）

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ失態デアルト私ハ思フノ

デアリマス（拍手）

トスルナラバ、洵ニ驚クベキ所ノ失態デアルト私ハ思フノ

別總會ノ無效ヲ主張セネベナラヌ、然ルニ帝國代表ヲ會議ニ參加セシメテ居アテ、之ニ關シ一言モ抗議サセテ居ラヌ、アナタハ此會議ノ開カルル前ニ、相當ノ對策ヲ講ジテ置カレナクテハナラス筈ゾアル、如何ニセラレタカ、又今後如何ヤウナ抗爭策ヲ御執リニナルカラ私ハ聽キタイノデアリマス、サウシテ小國ニ對スル事ヲ努メタト仰シヤルガ、唯努メタ努メタダケデハ足リナインデアリマス、如何ヤウナル手段、如何ヤウナル方法ニ依フテ、小國ニ向シテ誤解ヲ解クコトニ努メラレタカ、支那ノ惡宣傳ニ对抗セラレタカ而シテアナタハ代表ガ規約十五條ノ留保ヲシタト言ハレマスガ、十五條ノ適用ヲ留保シタケデアリテ、其他ノ事何ニ處置セラル、カト云フコトヲ御尋ネスルノデアリマス、是ガ政府トシテノ大ナル失敗アル、之ヲ甚ダ遺憾ニ思フト云フノデアリマス

○議長(秋田清君) 私ハ三度目ノ登壇デアリマスカラ、是レ以上間フコトハ出來マセヌ、他日ノ機會ニ讓リマスガ、願クバスノ如キ重大ナル問題ハ、國家ノ爲ニ親切ニ、舉國一致の態度ヲ以テ局ニ當リ答辯セラレンコトヲ忠告シテ降壇スルノデアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 小川郷太郎君
〔答辯シロト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 外務大臣ヘ發盲ヲ求メラレマセヌ、仍テ議長へ小川郷太郎君ニ發言ヲ許シマシタ

〔小川郷太郎君登壇〕

○小川郷太郎君 私ハ只今上程セラレテ居リマス豫算案ニ關聯致シマシテ、御尋ヲシタトイ思ヒマス

只今犬養總理大臣カラ、昭和七年度ノ豫算ハ第六十議會ノ解散ニ依テ不成立ニナクタガ故ニ、憲法ノ條章ニ依フテ、前年度ノ豫算ヲ施行シタ、斯ウ云フ御説明ガアリマス

ダ、此豫算案モ追加豫算案トシテ出テ居リマスカラシテ、昭和七年度ノ豫算ハ前年度ノ豫算ヲ施行セラレルモノト考ヘマス、所デ只今犬養首相ノ憲法ノ條章ニ依ツテ前年度ノ豫算ヲ施行セラレルト言ハレルノハ、何デアルカト言ヒマスト、憲法七十一條ニ「帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ」此事ヲ意味サレテ居ルノダト思ヒマス、然ルニ此條文ニ於キマシテノ「成立ニ至ラサルトキハ」ト云フコトハ、前年度内ニ成立セザル時ハト云フ意味ト解スベキデアリマス、即チ三月三十日マデニ、有效ナル議會ノ決議ガ豫算ニ關聯シテナカッタ時分ト云フコトデアラウト思ヒマス、勿論總豫算ガ議會ニ提出セラレテ居ルト云フコトヲ前提トシテ居リマス、然ルニ只今三月中ニ臨時議會ガ開カレテ居リマシテ、茲ニ總豫算ハ提出セラレテ居リマセヌ、隨テ豫算ガ成立スルトカ成立シナイト云フ問題ハ起ラナイ、即チ有效ナル議決ヲ爲スニ由ガナイノデアリマス、憲法七十條ノ精神カラ言ヒマスレバ、政府ハ總豫算ヲ此議會ニ提出スル必要ガアルノデハナイカ、是ハ憲法ノ精神カラ當然デアラウト思フノデアリマス(拍手)此點ニ付キマシテ犬養總理大臣ノ御答辯ヲ求メタイノデアリマス、或ハ會期ガ五日デアルカラシテ、總豫算ヲ議スル違ガナイト言ハレルカモ知レマセヌガ、會期ヲ定メルノハ政府ノ自由デアリマス

ニ於テ、物價ハ安いト云フヤウナ財界ヲ背景ニ於テ、シマシテ出来タ豫算デアリマス、然ルニ現内閣ハ、金ノ輸出禁止ヲサレマシテ、物價ヲ高クスルト云フ政策ヲ執ツテ居ラレルノデアリマス、全然違ツタ背景ニ立ツテ居ルノデアリマスカラシテ、現内閣ガ豫算ヲ實行シヨウト云フナラバ、當然新シイ政策ヲ行フ爲ニ總豫算ヲ提案セラレナケレバナラスト思フノデアリマス(拍手)前年度ノ豫算ヲ施行スルト致シマシテモ、物價ノ低イ時代ニ編成サレタ豫算ガ、物價ノ高イ時代ニキマシテ行ハレルコトハムヅカシイトイ思フノデアリマス、或ハ此施行豫算ニ依テ實行豫算ヲ編成サレルデアリマセウケレドモ、實行豫算ヲ編成スルニ方リマシテハ、減ズルコトハ出來マセウガ、多クスルコトハムヅカシイト思フノデアリマス、政府ハ如何ニシテ此豫算ヲ實行シヨウトセラレルノデアリマスカ、此點ニ付キマシテ明瞭ナル御答辯ヲ御願ヒシタインデアリマス、次ニ満洲事件費ニ付テ御尋不シタイノデアリマス、私ハ此満洲事件費ニ對シマシテハ喜ンデ協賛ヲ與ヘタイト思フノデアリマス、ソレハ山道君カラ既ニ申サレタ通りデアリマスガ、之ニ關聯致シマシテ其財政上ノ取扱ハドウナルデアラウカト云フコトヲ伺ヒタインデアリマス

只今高橋大藏大臣ノ御説明ニ依リマスト云フト、満洲事件費ハ一億四千七百万圓位ニナツテ居ルト思ヒマス、其中デ一億三千七百万圓位ガ公債支辨ニ依、テ居ルト思ヒマス、昭和七年度ノ追加豫算ハ二箇月分デアルト言ハレルノデアリマスカラシテ、今後十箇月分——十箇月ニ於キマシテ満洲事件ニ要スル所ノ經費ハ幾何ニ上ルノデアリマセウカ、ソレハ先ノコトデアルカラ分ラヌト言ハレルカモ知レマセヌガ、昭和七年度ノ豫算ト云フモノヲ考ヘル時分ニ於キマシテハ、凡ソノ目度ガアラウト思フノデアリマス、其ノ凡ソノ目度ニ付キマシテ伺

ヒクイト思フノデアリマス、若シニ二箇月間ニ六千万圓ヲ要スルト云フヤウナ計算デ行キマスナラバ、尙ホ今後ニ於キマシテ三億圓必要デアラウト思フノデアリマス、少クトモ満洲事件費ニ要スルダケノ公債ハ、三億ナリ四億ニナルデヘナイカト考ヘラレルノデアリマスガ、政府ノ見込ハ如何デアリマセウ、サウ云フ風ニ巨額ノ公債ヲ發行スルト致シマスト、其ノ利子ダケデモ、三億圓四億圓ニ致シマシテモ、或ハ千五百萬圓乃至二千万圓ノ利子ガ要リマスガ、サウ云フ利子ハ何處カラ捉ヘテ來ルノデアリマセウ、少クトモ戰爭ヲスルト云フ以上ハ……
〔金方要ル〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

此委員會ガアリマセ又カラシテ、此處デ便
宜上伺ヒマスガ、此一億四千七百万圓ノ滿
洲事件費ニ於キマシテ機密費ハ幾何ニ上ヲ
テ居リマスカ、之ヲ伺テ置キタインデア
リマス

近來稀ニ見ル例デアルト思フノデアリマス
(拍手)政府ハ或ハ一般會計ニ於テモ其前例
ナキデハナイ、アレハ明治三十六年位迄ハ
多少アッタト言ハレルカモ知レマセヌガ、
其後ナウ云フ列ハナイト思フノデアリマ

超過ガ茲ニアル、ソレ故ニ恩給ハ出シテ宜シト云フ、斯ウ云フコトガドウシテ言ヘルノデアリマスカ(拍手)私ハ斯ウ云フヤウナ事ヲヤレバコソ、日本ノ財政ト云フモノヲ人ガ疑フノデアラウト思フノデアリマス

○議長（秋田清君）高橋大蔵大臣
〔國芳大臣高齋皇清君登壇〕
ナイコトハ當然ノコトデアルト、斯様ニ解
釋致シテ居ル次第アリマス、是ダケ申シ
マス（拍手）

第三ニ伺ヒタインノヘ、昭和六年度ノ歳入
歳出總豫算追加第二號デアリマス、第二號
ハ恩給ノ増加百四十餘万圓ヲ計上シタモノ
デアリマス、是ハ軍事豫算ト同ジヤウニ緊
急ナルモノトシテ、茲ニ緊急決議ヲ要求サ
レテ居ルト思ヒマスガ、此モノハ満洲事件
費ニ關聯シテ居ルノデアリマスカ、満洲事
件ニ關聯シテ居ルトシタナラバ、何處デマ
闘聯シテ居ルノデアリマスカ、滿州事件ニ

ス、何故ナイカ、ソレハ財政ノ鞏固期スル上カラ致シマシテ、當然ノコトデアラウト思フノデアリマス、政府ハ今日マデ慣例ニナフテ居リマス此例ヲ破ッテ、茲ニ歳入ヲ計上セズ、歳出ヲ計上シタダケノ豫算ヲ提案セラレタノデアリマス、是ハ畢竟スルニ財政ガ困難デアル、國家ノ信用ト云フモノガ、非常ニ之ニ依テ傷ケラレテ居ルト考ヘルノデアリマス……

(拍手)若シ足リナイトスルナラバ、足リナイト云フコトヲ明ニシタナラバ宜シイ、漫然トシテ茲ニ歳入超過ガアルト云フノデ、斯ウ云フヤウナ、形式ノ整ハザル所ノ豫算ヲ提出スルコトハ、私ハ其意ヲ得テ居ナイト思フノデアリマス(拍手)此點ニ付テ御説明ヲ願ヒ タイノデアリマス(拍手)

○國務大臣(高橋是清君) 小川君ノ御質疑ニ對シテ御答ヲ致シマス、滿洲事件費ニ付テ、今後ドノ位ノ金ガ要ルカ、公債ニ依ルトスレバ、少クトモ三四億位ノ公債ガ入用デアルヤウダガ、政府ノ見込ハドウダ、又其公債ノ利子モ公債ニ依ル譯デアルカ、結局此七年度ニ於テ要スル公債ノ總額ハ幾ラニナル見込デアルカト云フ御尋ノヤウデアル、此蘭州事件費ハ、始終變化ガアルノデア

レナインデアリマス、此點ニ付キマシテ大藏大臣ノ率直ナル御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、何時モノ議會ニ於キマシテ、此頃ニナリマスト云フト、恩給費ガ不足ヲ告ゲマシテ、何時モ追加豫算ガ請求サレルノデ

○議長（秋田清君） 静肅ニ……
○小川郷太郎君（續） 其説明ヲ聽キマスト
云フト、歳入ノ超過ヲ以テ之ヲ支辨スルト
云フコトデアリマス、歳入ノ超過ガ昭和六
年度ニドレ位アルノデアリマスカ、昭和六

（國務大臣大養毅君登壇）
○國務大臣（大養毅君） 御答致シマス、此
邊ハ總テ事務的ニ瓦ル問題デアリマスカ
ラ、ソレダカラ政府委員ヲ出シテ説明サセ
ルト、丁度適當ノ問題デアリマス（拍手）

儘ニ行キマスレバ月額約千二百万圓、其他ニ若干ノ一時費ヲ要スルノデアリマス、併シ是ハ常に變化ガアルノデアリマスカラ、今日ノ現在ノ見込デハ、此儘額クトスレバ、只今日ノア通り月額千二百萬圓、即ち一箇

フリーランス和ノ其意味ニガテ 個別時請會ガ開カレテ居ルガ故ニ、此恩給費ノ増加ヲ請求セラレタノデハナイカト思フノデアリマス、果シテ然リトスレバ、是ハ緊急ナル事項デハナイト考ヘルノデアリマス(拍)

年度、赤字ハ六千五百万圓口言ハレテ居マス、ソレガ故ニ政府ハ減債基金ノ一部繰入、四千四百万圓デアリマスカ、尙ホ其他ニ事業公債二千百万圓足ラズノモノヲ起シテ、之ヲ補填シタト云フコトデアリマス、

○政府委員島田俊雄君登壇
（政府委員島田俊雄君登壇）

年ニ一億四五千万圓ニナリマセウ
ソレカラ尙ホ政友會ノ政策ハ即チ積極政
策デアルカラ、是モ亦多大ノ資金ヲ要スル
デアラウ、ソレ等モ亦公債ノ殖エルコトニ
ナルガ、全體デドノ位ノ公債ガ發行セラル

手ノ一體年慶木ニ於キシテハ黒絲雲火足
ラナイ、是ハ豫算ノ編成ノ上ニ於テ遺憾ノ
點ガアルカモ知レマセヌケレドモ、恩給費
ガ増加シテ止マナイト云フコトカラ來テ居
ルト思フノデアリマス、是ガ故ニ恩給立國
論ト云フヤウナ議論サヘアルノデアリマシ

其房室空氣未起シテ體キヤハテ月光ニ房室
入ノ超過ガアルト云フコトハ、ドウ云フコ
トデアリマスカ、尙ホ此金ノ輸出禁止カラ
以來、爲替相場ガ非常ニ下ッテ居リマスカ
ラシテ、爲替差損金モ極メテ巨額ニ上ルコト
ダラウト思ヒマス、地方土木費ノ補助ト云

豫算、通常議會ニ提出スルト云フニ日本申スマデモナク憲法ノ解釋デアルト左様ニ考へテ居リマス、今期議會ハ召集ノ詔書ニモアリマスル通り、憲法第七條並ニ第四二條ノ規定ニ依リマシテ……（間違テハイカヌゾ」呼フ者アリ）第四十三條ノ規定

ルノカ、見达ヲ言ヘト言フ話アルカ、是ハ私トシテモ今日マダ見込ハ立タヌノデアリマス、何レ見込ガ立テ、其豫算ヲ提出スル場合ニ於テ、初メテ國民ニ知ラセセルコトガ出来ルノデアル、今想像デ言ウ所ノデ何モセニ立タヌ、ソレカラ第一號ノ恩給公

テ、恩給法ノ改正ト云フモノガ必要ニ迫ラレ
テ居ルト思フノデアリマス、前内閣ハ此ニ
觀ル所ガアツテ、恩給法ノ改正ヲ企テ、居シ
タノデアリマス、現内閣ハ此恩給法ノ改正
ニ付キマンシテハ、如何ナツル考ヲ有シテ居ラ
レマスカ、此機會ニ於テ御尋ネシテ置キタ
レイト思フノデアリマス

フモノモ、既ニ決定シテ居ルト思フノデア
リマス、サウ云フヤウナモノヲ皆支辨シテ、
尙且ツ茲ニ歳入超過ナルモノガアルノデア
リマスカ、歳入超過ナルモノハ實際七月ノ
三十一日ニ至クテ、決算ヲシテ見ナケレバ、
分ラヌコトデヘナイカト思フノデアリマス
ス、歳入缺陷ガ非常ニ多イ、而モ公債ヲ起

ニ依リマシテ、召集セラレタル臨時議會アリマス、隨テ臨時議會ニハ總豫算ハ提出セザルノ意味ニ解釋ヲ致シテ居リマス（拍手）又事實ニ於キマシテモ、議院法ノ規定ニ依ル豫算審査ノ期間其他ニ關スル點ヨリ致シマシテ、期間ニ於テ是ガ出來ナイト云フコトハ、年度末ノ關係、即チ二十一日ノ

次ニ此豫算ノ形式ニアリマスガ、歳入ヲ
計上シテ、歳入ヲ計上シテアリマセヌ、是ハ

スナリ、減債基金ノ繰入ヲ停止スルナドシテ、漸ク辻棲ヲ合シテ居ル、此時ニ歳入ノ

期間ヲ御覽ニナレバ、年度ヲ越エルノデアリマスカラ、此議會ニ於テ爲スコトノ出來

恩給ヲ要スル場合モアルノデアル、全然満洲事件ニ關聯シテ居ラヌト云フコトハ言ヘ

ナイノデアル、ソレカラ歳出バカリアフテ歳入ガナイ、財源ガナイノニ歳出バカリ出シタト云フ御尋デアリマスガ、是ハ金再禁止以來財界ノ模様ニ變化ヲ來シテ、一月以來ノ歲入ノ成績ヲ見マスト、現在ニ於テハ現計ニ於テ確ニ四五百万圓ノ增收ニナッテ居リマス（拍手）現計ニ於テ確實ニ增收ガアリマスカラ、茲ニ財源ガアルノデアリマス、是ダケ御答致シテ置キマス（拍手）ソレカラモウ一つ機密費ノ御尋デアリマシタガ、機密費ハ昭和六年度ニ於テ九百三十三万二千百三十三圓、昭和七年度ニ於テ九十五万圓、合計千二十八万二千百三十三圓、是ダケデアリマス（拍手）

〔小川郷太郎君登壇〕

○小川郷太郎君 此臨時議會ニ總豫算ヲ何故提出セナカッタカト云フ質問ニ對シテ、島田政府委員ハ答ヘラレテ、臨時議會ニ於テハ總豫算ヲ提出セナイト言ハレタ、私ハ臨時議會ガ四月以後ニ召集セラレタ時分ニハ問題題ハナイト思フノデアリマス、然ルニ今回ハ三月中ニ召集セラレタノデアリマス、今日マデアリマス、此處ニ問題ガ起ルノデアリマス、其成立セザルト云フ意味ハ如何デアリマスカ、之ヲ聽イテ居ルノデアリマス、憲法七十條ハ帝國議會ガ豫算ヲ議決セズ、又ハ豫算ガ成立ニ至ラザルトキハ前年度ノ豫算ヲ施行スペシトアルノデゴザイマス、其成立セザルトキハト云フコトハ、三月三十一日マデニ成立セナカッタキハト云フ意味デアリマス、サウシマスト云フト、臨時議會デアラウガ何デアラタトキハト云フ意味デアリマス、サウシマスト云フト、憲法ノ條章カラ見マスト云フト、三月三十一日マデニ總豫算ヲ提出シテ、總豫算ガ議決セズ、又ハ豫算ガ成立ニ至ラザルトキハ前年度ノ豫算ヲ施行スペシトアルノデゴザイマス、此憲法ノ條章ノ解釋ガ出

ヤウナ理窟デナクシテ、憲法七十條ノ解釋ヲ如何ニスルカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス、期間ガ短イカラト云フ故ヲ以テ说明セラレマシタケレドモ、ソレハ政府ノ御勝手デアリマス、一體政府ハ三月ニハ臨時議會ヲ開カナイ積リテアッタノデハナカッタノデスカ、樞密院ニ強要セラレテ開クコトニナッタノデハアリマセヌカ（拍手）人ニ強要セラレテ臨時議會ヲ開クナラバ、三月ノ十八日カラ召集セナクテモ、モット早ク召集セラレタナラバ、其處ニ相當ノ期日ハアルノデアリマス、期日ノナイヤウニシテ置イテ、ソレデ期日ガナイト云フコトハ如何ナル説明デアリマスカ（拍手）私ハサウ云フコトデハ憲法ノ解釋ハ出來ヌト思フノデアリマス

尙ホ高橋大藏大臣ハ、滿洲事件費ハ今日マデ一億四千七百万圓、是カラ後ニ今ノ状態デ行クナラバ、一箇月ニ先づ千二百万圓、サウ致シマスト云フト昭和七年度ノ終リマニハ、此狀態デ行キマスト、今豫算ニ提出サレテ居ル以外ニ、少クトモ一億二千万圓ハ要ルノデアリマス、ソレデアリマスカ

ラ滿洲事件ダケデモ公債ノ額ハ二億五千万圓ニ上ルト思フノデアリマス、非常ナ大キナ額デアリマス、ソレデ昭和七年度ニ於キマシテハ……

〔發言スル者アリ〕

〔小川郷太郎君登壇〕

○小川郷太郎君 静肅ニ……

○議長（秋田清君） 静肅ニ……

○議長（秋

シ、其利子ガ巨額ニ上ルガ、其利子ヲ支辨スルニ付テ、確定財源ヲ用意ベキカドウカ、之ニ付テ伺^タノデアリマスガ、之ニ何等ノ御答辯アリマセヌ、又軍事公債ト積極政策ノ公債ニ付キマシテ、何カ高橋大藏大臣ハ一寸譯ノ分ラナイ説明ヲセラレマシタガ、私ノ伺ヒマシタノハ、昭和七年度ニ於テ幾許ノ公債ヲ起サルベキカ、ソレガ今日ノ財界ニ於テ起サレ得ルモノデアルカ、斯ウ云フ質問ヲシタノデゴザイマス、ソレニ對シテ何等御答ガナインデアリマス更ニ私ハモウ一ツ伺フ事ガアリマシタガ、此恩給豫算ニ付キマシテ、此恩給豫算ガ百四十万圓アル、其中海軍々人、陸軍々人ノ遣族扶助料ガアルカラ、關係ガアルト云フヤウニ言ハレマシタケレドモ、其額ハ僅カ十三万圓程ノモノデアラウト思フ、併シ此百四十万圓ノ中ニ十三万圓程アル故ヲ以テ、是モ滿洲事件ニ關係ガアルカ存シマセヌガ、關係シテ居ルカドウカ、ソレモ明ニシタイノデアリマス、縱シ關係アリト致シマシテモ、此百四十万圓ノ豫算ト云フモノガ、ソレダケデ緊急ヲ要スル軍事豫算ト同ジヤウニ見ルト云フ理窟ガ立チ得ラレルノデアリマスカ、ソレナラバ非常ナコデ付ケデアルト云フコトヲ私ハ斷言シテ憚リマセヌ、此點ニ付テ辯解アルナラバ御辯解ヲ願ヒタインデアリマス

カレマシタ所ノ「帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス」第四十二條ニ至リ蔓テ、此通常議會ニ對シテハ、三箇月ヲ以テ會期トスルト云ヲ會期ノ定メガゴザイマス、而シテ議院法ニハ、尙ホ總豫算ヲ議スルニ付テハ、衆議院、貴族院、各、三週間ノ期間ヲ有テ居リマス、是ハ議院ノ意思ニ依テ短縮スルコトハ出來ルケレドモ、政府ノ意思ヲ以テ短縮スルコトハ出來ナインデアリマス、即チ私ハ憲法ノ解釋ノ上カラ、臨時議會ニ於キマシテハ、總豫算ヲ提出スベキモノデナイト考ヘルト共ニ(拍手)事實ニ於テモ亦今期議會デハ之ヲ提出スルコトガ出來ナイト云フコトヲ以テ御答ト致シタクテ思ヒマヌ(拍手)○議長(秋田清君)是ニテ質疑ヲ終リマシタ、是ヨリ討論ニ入リマス——山崎達之輔君

頭ニ於キマシテ、二回ニ瓦リ陸海軍將士ニ對スル感謝決議ヲ致シテ居リマス、此事ハ申上ゲルマデモナク滿洲及支那方面ニ於テ、帝國陸海軍將兵ガ寡ヲ以テ衆ニ當リ、銳意兵匪ヲ掃蕩シテ、内外人ノ生命財産ヲ保護シ、克ク其功績ヲ收メタル功勞ニ對シマシテ、感激措ク能ハザル國民ノ總意ヲ決議ニ表シタモノナルコトハ申ス迄モアリマセヌ、然ルニ政府當局ノ今日迄ニ於ケル外交ノ經過ヲ承リマスレバ、果シテ所期ノ目的ニ副ヒ得タルヤ否ヤ、疑ナキヲ得ナイ點モアリマスガ、冀クバ本豫算ヲ實行スルニ當リマシテハ、特ニ東洋ノ平和確立ニ對スル所期ノ目的ヲ貫徹シ、陸海軍將兵ノ勞苦ヲ水泡ニ歸セシメザルヤウ、特別ナル努力ヲ拂ハレンコトヲ申添ヘテ置キマス、本案ニ賛成ノ意ヲ表スル次第アリマス(拍手)○議長(秋田清君) 清瀬一郎君
○清瀬一郎君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ御許ヲ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
(登壇々々ト呼フ者アリ)
(清瀬一郎君登壇)
○清瀬一郎君 本日出席致シテ居リマスル我方第一控室所屬ノ議員ハ、總テ只今上程ノ豫算各案ニハ賛成デアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 是ニテ討論ハ終リマシタ
○原惣兵衛君 右四案ヲ一括シテ、即時可決セラレントヲ望ミマス
(「賛成々々」ノ聲起ル)
○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
(總員起立)
○議長(秋田清君) 起立總員

○議長(秋田清君) 仍テ四案共満場一致、可決確定致シマシタ
〔拍手起立〕

○議長(秋田清君) 日程第五、満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、高橋大藏大臣 第五 滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案

満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ昭和七年勅令第六號、同年勅令第十四號及同年勅令第十九號ニ依リ起債シ得ル金額ノ外六千七百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリマシタ満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ニ付キマシテ説明ヲ致シマス

満洲事件ニ關スル經費支辨ニ關シマシテハ、曩ニ三回ニ瓦リ公債發行ニ付財政上ノ緊急處分ニ關スル勅令ガ公布セラレマシテ、之ニ依リ發行シタル公債及借入金ヲ財源トシテ、合計六千九百七十一萬餘圓ノ豫算外支出ヲ行クタノアリマスガ、昭和六年度内ニ要スル經費ハ右ノ豫算外支出ニテハ其所要ヲ充タスニ足ラズ、一般會計ニ於テ本年度末迄ニ更ニ陸軍省所管六百五十六万餘圓、海軍省所管一百一萬餘圓、計七百五十七萬餘圓ノ支出ヲ要スル次第アリマス、之ガ爲ニハ別途昭和六年度追加豫算案ヲ提出致シテ居ル次第アリマスガ、其財源ニ付

キマシテハ、本年度一般會計ノ狀況ハ、多額ノ歲入不足ヲ來シ、之ガ爲メ緊急勅令ニ依リ四千四百万圓ダケ國債整理基金ニ繰入ルベキ元本償還資金ノ額ヲ減少シタヤウナ状態デアリマシテ、前三回ノ満洲事件費豫算外支出ノ財源ト同様ニ公債財源ニ依ルノ外其途ガナイノデアリマス
又満洲事件ニ關スル經費ニシテ、昭和七年度初メニ於テ要スルモノハ、目下ノ所一般會計ニ於テ外務省所管百四十四萬餘圓、陸軍省所管三千九十七萬餘圓、海軍省所管二千七百十萬餘圓（計五千九百五十一萬餘圓）、又關東廳特別會計ニ於テ三十五萬餘圓、合計五千九百八十七萬餘圓デアリマス、之ニ關シマシテハ別途昭和七年度追加豫算案ヲ提出致シテアリマスルガ、其財源ニ付テハ一般會計ニ於テハ昭和六年度同様之ヲ公債ニ求ムルコトハ蓋シ已ムヲ得ナイ次第デアリマス、又關東廳特別會計ニアリマシテモ、昭和七年度満洲事件ニ關スル經費ハ、到底普通財源ヲ以テ支辨スルノ餘地ガナイノデアリマスルカラ、是亦公債財源ニ依ルヲ必要トスルノデアリマス
○議長（秋田清君）質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、堤康次郎君
(堤康次郎君登壇)
○堤康次郎君 私ハ本案ニ對シテ質疑ガアリマスガ、事重要デアリマスルカラ、總理大臣カラ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、質疑ハ贊成ノ意味ノ質疑デアリマス、現在財源ノ無イ時ニ於テ、軍事費ノ財源ヲ公債ニ求ムルト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイ事デアル、併ナガラ今後要スル軍事費ノ財源トシテ、本案ニ關聯シテ質疑ヲ致シタイノデアリマスガ、將來ノ財源トシテ今回金本

タ者ニ停止ニ依シテ諸ケタ所謂第ノ利益ヲ得
ルカドウカ、其體ヲ伺ヒタイノデアリマス
(拍手)爲替相場ハ大體三割五分下^トテ居リ
マス、弗ヲ買ウタ總金額ハ、正貨ヲ現送致
シマシタル總額ハ、今日迄三億九千三百万圓
ニ上^トテ居ルカラ、マア大體四億ト押ヘテ宜
カラウ、ソコデニ三割五分下^トテ居^トテ其中ノ
一割ヲ利益ニ與ヘテ二割五分ヲ稅トシテ取
ルト致シマスルト、茲ニ一億ノ財源ガ出テ
來ル(拍手)之ヲ政府ハ取ル意思ガアルカド
ウカ

○議長(秋田清君) 静肅ニ……
○堤康次郎君(續) 又自己ノ額ニ汗シテ、所謂自己ノ勤勞ニ依テ儲ケタノ譯デハナイ、政府ノ法令一ツニテ儲ケタノデアル、而モ其法令タルヤ國民ノ協賛ヲ與ヘタル法律デハナイ、政府ノ權限ニ發スル大藏省令一本デアル(拍手)大藏省令一本デ以テ、斯ル莫大ナル利得ヲ一部ノ者ニ得セシメタト云フコトハ、是ハ洵ニ遺憾千萬ナコトデアリマシテ、所謂政治ノ恩澤ヲ受ケタ者ハ一部ノ財民デアル以上ハ、之ニ對シテ課稅ヲシナカツタナラバ、犬養總理大臣日頃ノ主張ト矛盾スルモ亦甚シイモノデアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)總理大臣ハ果シテ之ニ對シテ課稅スル意思アリヤ否ヤト云フコトヲ同ヒタイノデアリマス(拍手)
○國務大臣(犬養毅君) 金再禁止ノ爲ニ非常ニ儲ケタ者モアリマセウ、ソレカラ損ヲシタ者モアリマセウガ、大ニ利益ヲ得タト云フ者ニ課稅スル意思ハ持チマセヌ、ソレト同時ニ損ヲシタ者ニ補償シテヤルト云フ考モ持チマセヌ(拍手)
(堤康次郎君答壇)
○堤康次郎君 犬養總理大臣ハ弗ヲ買ウテ儲ケタ者ニ對シテ課稅スル意思ハアリマセントハ、以テノ外ノ答辯デアリマス、アナタニ左様ナ權限ガ何處ニアリマスカ、自分ノ個人ノ事ナラバ課稅シヨウガシマイ云フ者ガ、ソレハアナタノ自由デアリマス、併ナ

カラ是ハ苟モ國務デアル、大養總理大臣ト雖モ、左様ナ權限ガアルベキモノデハナイ、自分ノ事柄ナレバ自分デ勝手ニヤッテ宜カラウ、併ナガラ國家ノ爲ニ取ル必要ガアリ、又取ルコトノ出來ルモノノ取ラズニ置クト云フ權能ガ何處ニアル、言フ迄モナク總理大臣ハ補弼ノ重責ニ在ル所ノ國務大臣デアル、取ラズニ捨テ、置クト云フ左様ナ權限ハ無イ、唯併シ此稅ヲ取ルコトガ出來ナイトカ、或ハ取ルコトガ國家ノ爲ニ惡イトカ云フ議論ヲ闘ハシテ、國家ノ爲ニ取ルコトガ出來ナイトカ、或ハ取ラズニ方ガ宜イトカ云フ結論ニ到達シテ、國家ノ爲ニ取ルベキモノデナイカラ取ラヌト云フナラバ、ソレハ分ルノデアル〔理由ヲ示セ〕ト云フ者アリ〕其理由ヲ今是カラ示シテヤルカラ能ク聽ケ——然シナガラ是ハ立派ニ取り得ルノデアル、徵稅ノ技術ニ於テモ、亦外國ノ立法例ヲ參照致シマシテモ、日本ノ實情ニ適合スルヤ否ヲ能ク考ヘテ見テモ、立派ニ取り得ルノデアル、私ハ敢テ場當リノ放言ヲスルノデハナイ、自ラ其局ニ當ルモノトシテ、之ニ課稅スルト云フ場合ニハ如何ニ爲スペキカト云フコトヲ能ク考ヘテ、自分ガ對案ヲ持テ居ルノデアル、十分ナル立案案ガアルガ、之ニ對シテ總理大臣ハドウ云フ考ヲ持テ居ルカ聽キタインノデアル、是ハ大體ニ於テ此骨子ハ三割五分下タモノトシテ、其利益ノ内ヲ、二割五分ヲ稅トシテ取ル、一億万圓ヲ取ル、アト一割ハ各ニナッテ居ルノデアリマスガ、参考ノ爲ニ私ハ之ヲ申シテ見タイ

昭和六年十二月十三日ニ於テ所有シタルモノニハ本法ニ依リ非常利得税ヲ課ス。昭和六年十二月十三日以後ニ於テ前項ノ株式又ハ公債、社債、銀行預金、小切手、爲替手形、若クハ約束手形ヲ一切手、爲替手形、若クハ約束手形ヲ一定代金ヲ以テ取得スベキ契約ヲ同日前ニ爲シタルモノニ付亦同シ。

第二條 非常利得税ノ税率ハ前條ノ株式又ハ公債、社債、銀行預金、小切手、爲替手形、若クハ約束手形ヲ一為替手形、若クハ約束手形ヲ一非常利得税ノ税率ハ前條ノ株式又ハ公債、社債、銀行預金、小切手、爲替手形、若クハ約束手形ヲ一

第三條 第一條ノ規定ニ該當スルモノハ命令ノ定ムル所ニヨリ本法施行後一箇月内ニ前條ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ。第四條 政府ハ前條ノ申告ニヨリ申告ナキ時又ハ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ政府ノ調査ニヨリ第二條ノ金額ヲ決定ス。第五條 前條ノ規定ニヨリ第二條ノ金額ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セズ。

第六條 納稅義務者前條ノ規定ニヨリ政府ノ通知シタル金額ニ對シ異議アル時ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ

第七條 前條第一項ノ請求アリタル時ハ所得稅法ノ所得審査會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス。

第八條 納稅義務者前條ノ規定ニ對シ不服アル時ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第九條 北海道府縣市町村其ノ他命令ヲ

第十條 非常利得税ハ本法施行後三箇月内ニ之ヲ徵收ス。

第十一條 個人ノ非常利得税ハ納稅義務者ノ住所地住所ナキトキハ居所地ヲ以爲替手形、若クハ約束手形ニ表記セラレ又ハ其支拂ハルベキ亞米利加合衆國通貨ノ金額ヲ四十九弗八十四仙六一一〇ニ付百圓ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ノ百分ノ二十五トス。

第三條 第一條ノ規定ニ該當スルモノハ命令ノ定ムル所ニヨリ本法施行後一箇月内ニ前條ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ。第四條 政府ハ前條ノ申告ナキ時又ハ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ政府ノ調査ニヨリ第二條ノ金額ヲ決定ス。第五條 前條ノ規定ニヨリ第二條ノ金額ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ

第十二條 第四條ノ調査ヲナス爲必要アルトキハ牧稅官吏ハ納稅義務者ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ納稅義務者ニ質問スルコトヲ得。

第十三條 前條ノ規定ニヨル帳簿物件ノ検査ヲ妨ダ又ハ虛偽ノ記載ヲナシタル帳簿ヲ提示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニヨリ非常利得税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ。

第十五條 非常利得税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其調査又ハ審査ニ關シ知リ得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第十四條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒズ但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ

理大臣ト雖モ、左様ナ權能ガアルベキ苦ノモノデハナイ、然シ此利得ニ對シテハ所得稅トシテ課ケルト云フコトハ、一ツノ議論ニ爲シタルモノニ付亦同シ。

第二條 非常利得税ハ本法施行後三箇月内ニ之ヲ徵收ス。

第十一條 個人ノ非常利得税ハ納稅義務者ノ住所地住所ナキトキハ居所地ヲ以爲替手形、若クハ約束手形ニ表記セラレ又ハ其支拂ハルベキ亞米利加合衆國通貨ノ金額ヲ四十九弗八十四仙六一一〇ニ付百圓ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ノ百分ノ二十五トス。

第三條 第一條ノ規定ニ該當スルモノハ命令ノ定ムル所ニヨリ本法施行後一箇月内ニ前條ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ。第四條 政府ハ前條ノ申告ナキ時又ハ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ政府ノ調査ニヨリ第二條ノ金額ヲ決定ス。第五條 前條ノ規定ニヨリ第二條ノ金額ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ

第十二條 第四條ノ調査ヲナス爲必要アルトキハ牧稅官吏ハ納稅義務者ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ納稅義務者ニ質問スルコトヲ得。

第十三條 前條ノ規定ニヨル帳簿物件ノ検査ヲ妨ダ又ハ虛偽ノ記載ヲナシタル帳簿ヲ提示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニヨリ非常利得税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ。

第十五條 非常利得税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其調査又ハ審査ニ關シ知リ得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第十四條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒズ但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ

理大臣ト雖モ、左様ナ權能ガアルベキ苦ノモノデハナイ、然シ此利得ニ對シテハ所得稅トシテ課ケルト云フコトハ、一ツノ議論ニ爲シタルモノニ付亦同シ。

第二條 非常利得税ハ本法施行後三箇月内ニ之ヲ徵收ス。

第十一條 個人ノ非常利得税ハ納稅義務者ノ住所地住所ナキトキハ居所地ヲ以爲替手形、若クハ約束手形ニ表記セラレ又ハ其支拂ハルベキ亞米利加合衆國通貨ノ金額ヲ四十九弗八十四仙六一一〇ニ付百圓ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ノ百分ノ二十五トス。

第三條 第一條ノ規定ニ該當スルモノハ命令ノ定ムル所ニヨリ本法施行後一箇月内ニ前條ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ。第四條 政府ハ前條ノ申告ナキ時又ハ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ政府ノ調査ニヨリ第二條ノ金額ヲ決定ス。第五條 前條ノ規定ニヨリ第二條ノ金額ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ

第十二條 第四條ノ調査ヲナス爲必要アルトキハ牧稅官吏ハ納稅義務者ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ納稅義務者ニ質問スルコトヲ得。

第十三條 前條ノ規定ニヨル帳簿物件ノ検査ヲ妨ダ又ハ虛偽ノ記載ヲナシタル帳簿ヲ提示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニヨリ非常利得税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ。

第十五條 非常利得税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其調査又ハ審査ニ關シ知リ得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第十四條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒズ但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ

理大臣ト雖モ、左様ナ權能ガアルベキ苦ノモノデハナイ、然シ此利得ニ對シテハ所得稅トシテ課ケルト云フコトハ、一ツノ議論ニ爲シタルモノニ付亦同シ。

第二條 非常利得税ハ本法施行後三箇月内ニ之ヲ徵收ス。

第十一條 個人ノ非常利得税ハ納稅義務者ノ住所地住所ナキトキハ居所地ヲ以爲替手形、若クハ約束手形ニ表記セラレ又ハ其支拂ハルベキ亞米利加合衆國通貨ノ金額ヲ四十九弗八十四仙六一一〇ニ付百圓ノ割合ヲ以テ換算シタル金額ノ百分ノ二十五トス。

第三條 第一條ノ規定ニ該當スルモノハ命令ノ定ムル所ニヨリ本法施行後一箇月内ニ前條ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ。第四條 政府ハ前條ノ申告ナキ時又ハ申告ヲ不相當ト認ムル時ハ政府ノ調査ニヨリ第二條ノ金額ヲ決定ス。第五條 前條ノ規定ニヨリ第二條ノ金額ハ通知ヲ受ケタル日より二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ

第十二條 第四條ノ調査ヲナス爲必要アルトキハ牧稅官吏ハ納稅義務者ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ納稅義務者ニ質問スルコトヲ得。

第十三條 前條ノ規定ニヨル帳簿物件ノ検査ヲ妨ダ又ハ虛偽ノ記載ヲナシタル帳簿ヲ提示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十四條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニヨリ非常利得税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其の罪ヲ問ハズ。

第十五條 非常利得税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其調査又ハ審査ニ關シ知リ得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第十四條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒズ但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ

ナイケレドモ、價値ガ上タモノニ對シテハ
土地増加稅ト云フモノヲ地主ニモ謀ケ、借
地人ニモ課ケテ居ル、斯ノ如ク斯ハ云フ一
時ノ利得ニ對シテ課稅スルト云フ例ハ、亞
米利加ニモ、獨逸ニモ、亦日本ノ實例ニモ
アルノデアッテ、是ハ取ルト云フコトハ當然
デアル然ルニ犬養總理大臣ハ自分ノ單純ナ
考カラ、十分ノ研究モ爲サズシテ、之ヲ取
來非常ニ必要ニナツテ來ル、今提案セラレ
クは越權ノ放言デアルト言ハナケレバナ
ラヌ(拍手)又此稅金ヲ取ルト云フコトハ、
當分ノ内ト書イテ居ル、遠カラズ新平價ニ
依ルカ、舊平價ニ依ルカ、是ハ別トシ、又
時機ハ何時デアルカハ知ラヌガ、金本位ニ
復活スル時機ガアルコトハ是ハ極メテ必然
ノコトデアル、其場合ニドウカ、現在所謂
財閥ト云フモノハ百億以上ノ預金ヲ持ッテ
居ル、百億以上ヲ動カス力ヲ持ッテ居ルテ、
常ニ十億前後ノ正貨準備ヨリナイ此現狀ニ
於テハ、何時デモ財閥ガ聯合ラシテ此金本
位ヲ破壞シヨウト思ウタラ、是ハ出來ルノ
デアル、若シ左様ナコトヲシタ場合ニハ、
其利益ノ大部分ハ國家ニ稅トシテ徵收スル
ノダグト云フ茲ニ前例ヲ開イテ置カナカッタ
ナラバ、日本ノ將來ノ金本位ト云フモノハ、
確立スル時機ハ斷ジテナイト言ハナケレバ
ナラヌ(拍手)此意味ニ於テモドウシテモ
ハ課稅スル必要ガアルト思フ、又思想上ニ
及ボス影響モ可ナリ重大デアルト私ハ思
フ、最近ノ此世相ノ險惡ナルコトハ、洵ニ
寒心ニ堪ヘナイ、此暗殺ノ横行ニ對シテハ
嚴罰ニ處スルヤウニ政府ニ於テモ十分考
慮セラレントラ望ムノデアルガ、併ナガ
ラ唯現レタル犯罪ヲ嚴罰ニ處シタダケデ
ハ、其根本ヲ絶ツコトハ出來ナイノデア
ル、所謂抜本塞源ノ根本策ヲ講ジナケレバ
アリ、弗ラ賣應ジナイト云フ譯ニハ行カヌノデア
ト云フコトガ政府ノ威信ヲ保ツ點ニ於テモ

私ハ必要デアルト思フ(拍手)政府ノ威信ノ
爲ニ必要デアルト云フコトヲ最後ニ力説シ
タヽ、犬養總理大臣ノ今日迄ノ清節ニ付テ
ハ何人モ之ニ對シテハ疑惑ヲ挿ム者ハナ
カツタノデアル、私ハ犬養總理大臣ノ爲ニ滿
腔ノ敬意ヲ表スルノデアル、併ナガラ今回
世上何トナク此弗買ト何等力關係ガアルト
云フヤウナ疑惑ヲ持テ居ルト云フコトハ、
洵ニ私ハ政府ノ威信ノ爲ニ、又犬養總理大
臣今日迄ノ清節ニ對シテ、遺憾千萬デアル
ト言ハナケレバナラヌ、之ニ對シテ其利得
ノ大部分ニ課稅ヲスルト云フコトニシタナ
ラバ、世上ノ疑惑ハ忽チ一掃セラレルノデ
アル、私ハ此意味ニ於テモ、即チ政府ノ威
信ヲ保持スルト言フ點ニ於テモ、弗買ニ課
稅ヲスルト言フコトハ必要ナコトデアルト
思フガ、犬養總理大臣ハ是等ニ付テ如何ナ
ル御考ヲ持テ居ラレルカ、明確ナル答辯ヲ
促シタノデアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 質疑ハ是ニテ終リマンシ
タ、日程第六右議案ノ審査ヲ付託スペキ委
員ノ選舉ヲ議題ト致シマス……
(發言スル者多シ)
○原兵兵衛君 ……
(發言スル者多ク議場騒然)
○議長(秋田清君) 大養總理大臣
力……
(國務大臣犬養毅君登壇)
○國務大臣(犬養毅君)(續) 私ハ極メテ簡單明
瞭ニ御答致シタ積リデアル、再ビ之ヲ私ハ
ノデス、課稅スル意思ガ有ルカ無イカト御
質問サレルトハ思ハナイ……
(發言スル者多シ)
○議長(秋田清君) 静肅ニ……
○國務大臣(犬養毅君)(續) 私ガ左様ナ課
稅ヲスル意思ハナイト言ウタノハ當リ前ナ
ノデス、課稅スル意思ガ有ルカ無イカト御
尋ニナルカラ、儲ケタ者ニ課稅モシナケレ

○原惣兵衛君

〔發言スル者多々議場騒然聽取スル能

八五

○讀長(秋田清君)　三三御異語アリマセヌ

〔發言スル者多々^{義昌又強然}〕

○義表(秋田清吾) 大養總理大臣

國務大臣犬養毅君登壇

○國務大臣(犬養毅君) 私ハ極メテ簡単明

瞭ニ御答致シタ積リデアル、再ビ之ヲ私ハ

質問サレルトハ思ハナイ……

〔發言スル者多シ〕

○議長（秋田清君） 靜肅ニ…

○國務大臣（犬養毅君）（續）私が左様ナ異議有

税アスル意思ハナイト言ウタノハ當則前ガ
ノボク、課税ベノ意思ガ有ルカ無イカ、脚

調査ノル意思ヲ有ルヲ無イカト御
尋ニナルカラ、諸ケタ者ニ謀脱モシナアシ

卷之六

官報號外

籠	正雄君	太吉君	矢野	晋也君
中村	嘉壽君		木暮武太夫君	
板谷	順助君		堀川	美哉君
小川郷	太郎君		松山	常次郎君
石坂	豊一君		森田	福市君
山村豊	次郎君		西岡竹次郎君	
勝	康次郎		松田	源治君
中村	正憲君		川崎	克君
小池	繼男君		中島彌團次君	
四郎君	工藤 鐵男君		田中 貢君	
「一松定吉君登壇」	只今指名致シマシテ委員諸君ハ直ニ第八 委員室ニ御參集ニナリ、委員長及理事ヲ互選 セラレ、引續キ會議ヲ開カレンコトヲ望ミ マス——此場合一松定吉君ヨリ議事進行ニ 關スル發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許 シマス——松定吉君	〇一松定吉君	私ハ議事進行ニ關シマシテ 議長ニ御伺シタイコトガアリマス、ソレハ 外デモアリマセヌ、只今日程第五ノ議案ニ 對シマシテ議長ハ終了ノ宣言ヲ致シタ後 ニ、第六ノ日程ニ御入りナルコトヲ宣言 致サレマシタ、然ルニ此場合、犬養總理大 臣ハ議長ノ許可ヲ受ケマシテ、而シテ日程 第五ノ堤議員ノ質問ニ對シマスル答辯ヲ致 モ議長ハ堤議員ノ發言ヲ御許シニナリマシ テ、サレタノデアリマス、又此點ニ對シマシテ 堤議員が總理ニ對シマテシ第二回ノ質疑ヲ 重ねタノデアリシタガ、之ニ對シマシテ ノ議長ノ宣言ヲ御取消ニ相成ラズシテ、第 六ノ日程ニ御入りニナシタ後ニ、更ニ計第五 ノ日程ニ逆戻リシテ總理ヲシテ——堤議 員ニ發言ヲ許サレタノデアリマスルガ、是 ハ如何ナル法規典例ニ基イテ斯様ナ事ヲナ サダノデアリマスカ、或ハ斯ノ如キ慣例ガ アルノデアリマスルカ、若シアリト致シマス	

ナラバ、ソレヲ御示シ願ヒタイ、若シ斯ノ如キ慣例ガナイト致シマスルナラバ、議長ノ宣言ヲ御取消ナサラズシテ、サウシテ既ニ其終了ヲ宣言セラレタ其議案ニ逆戾リヲ致シマシテ、發言ヲ御許シニナリマシタノハ如何ナル理山デアリマスルカ、此點ニ對シマシテ議長ノ明快ナル御宣言ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)

〔「無用」「済ンダ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 一松君ノ御尋ニ對シテ御答ヲ致シマス、此間ノ事柄ハ先刻私ガ釋明ヲ致シタコトニ依テ明瞭ダト考ヘルノデアリマス(共通り)ト呼フ者アリ、(拍手)斯様ナ事柄ハ議事ノ圓滿ナル進行ノ上ニ於テ迷惑トモナルコトデアリマシテ、法規典例ハ決シテ之ヲ禁ジテハ居リマセヌ、凡ソ政府ハ何時デモ發言スルコトガ出來ルコトハ申ス迄モアリマセヌ、カルガ故ニ大養内閣總理大臣ノ發言ニ對シテ議長ガ之ヲ許可シリコトハ當然ノ事デアリマス、日程ノ後戻リヲシタト云フコトハ、要スルニ是ハ議事ヲ圓滿ニ進行センガ爲ニ執リマシタル議長ノ機宜ノ措置デアリマス(拍手)

○原惣兵衛君 此際日程第七ヨリ第十三迄ヲ一括議題ニ供セラレンコトヲ望ミマス(賛成)〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 原君ノ勧議ニ御異議アリマセヌ力

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七昭和七年勅令第四號承諾ヲ求ムル件、日程第九昭和七年勅令第七號承諾ヲ求ムル件、日程第十一昭和七年勅令第六號承諾ヲ求ムル件、日程第十二昭和七年勅令第十四號承諾ヲ求ムル件、日程第三昭和七年勅令第十九號承諾ヲ求ムル件、

大臣

第七
昭和七年勅令第四號（金貨兌換禁
止ニ關スル件）（承諾ヲ求ムル件）
第九　昭和七年勅令第七號（國債償還資
金ノ繰入一部停止ニ關スル件（承諾ヲ
求ムル件）
第十一　昭和七年勅令第六號（滿洲事件
ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關ス
ル件）（承諾ヲ求ムル件）
第十二　昭和七年勅令第十四號（滿洲事
件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關
スル件）（承諾ヲ求ムル件）
第十三　昭和七年勅令第十九號（滿洲事
件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關
スル件）（承諾ヲ求ムル件）
○國務大臣（高橋是清君）只今議題トナリ
マシタ日程第七昭和七年勅令第四號ノ承諾
ヲ求ムル件ニ付キマシテ説明ヲ致シマス
政府ハ金ノ輸出禁止ヲ行ヒ、時局ヲ匡救
スルノ急務ナルヲ認メマシテ、昨年十二月
十三日組閣ノ傍聾ニ於テ、金輸出取締ニ關
スル大藏省令ヲ公布致シマシタ、併ナガラ
日本銀行其他ノ發券銀行ノ金貨兌換ニ關ス
ル規定ヲ其儘トナシ置キマスル時ハ、兌換
ノ要求ニ依リ、正貨準備ハ更ニ減少スルヲ
免レズ、當時ノ正貨保有高ニ照シ憂慮ニ堪
ヘナイモノガアリマシタ、又十二月十一日
以來日本銀行ニ對シ金貨兌換ヲ要求スル者
ハ同行ノ店頭ニ群集シ、一國中央銀行ノ威
信上面白カラザルノミナラズ、人心ノ不安
ヲ助長スル惧ガ生ジタノデアリマス、仍テ
政府ハ金輸出制限ノ趣旨ノ徹底ヲ期シ、正
貨準備ヲ擁護スルト共ニ、斯カル人心ノ動
搖ヲ防遏スル爲メ、帝國憲法第八條第一項
ニ依リ銀行券ノ金貨兌換ヲ一般的ニ禁止ス
ル緊急勅令ノ公布ヲ奏請シ、昭和六年勅
令第二百九十一號ノ公布ヲ見ルニ至リマシ
タ、而シテ此勅令ハ第六十回帝國議會ニ提
出シタル所、參議院解散ノ爲メ議會ノ承諾
ヲ得ルニ至ラナカッタ爲メ、昭和七年勅令

第三號ヲ以テ將來ニ向テ其效力ヲ失フコト
ヲ公布サレマシタ、然ルニ該勅令ノ内容ト
スル規定ハ、財界ノ状況ニ鑑ミ尙ホ引續キ
效力ヲ有セシムル必要ガアリマシタカラ、
帝國憲法第八條第一項ニ依リ同一ノ規定ヲ
内容トスル昭和七年勅令第四號ノ公布ヲ奏
請致シタ次第アリマス、而シテ本勅令ハ
將來尙ホ其效力ヲ有セシムル必要ガアリマ
スカラ、帝國憲法第八條第二項ノ命ズル所
ニ從ヒ帝國議會ノ承諾ヲ求ムル爲メ茲ニ之
ヲ提出致シタノデアリマス、何卒承諾ヲ與
ヘラレンコトヲ望ミマス

又日程第九ノ昭和七年勅令第七號ノ承諾
ヲ求ムル件ニ付キマシテ説明ヲ致シマス、
昭和六年度一般會計ニ於ケル豫算實行ニ付
テ見マスルニ、約六千四百万圓ノ歳入不足
ヲ生ズベキ状態デアリマシタノデ、政府ハ
此不足ノ補填ノ方法トシテ、公債ヲ増發ス
ルヨリモ、成ベク減債基金ノ繰入停止ニ依
ルヲ適當ト認メマシテ、四千四百万圓ダケ
一般會計ヨリ國債整理基金特別會計へ繰入
ルベキ國債元本償還資金ヲ減額スルコト、
致シ、又既ニ成立シテ居リマスル公債法ニ
依リ、電話事業公債、電信事業公債、道路
公債竝ニ震災善後公債ヲ募集致シマスル時
ハ、之ニ依リ二千餘万圓ノ財源ヲ豫定外ニ
得ルコト、ナリ、兩者ヲ合シテ前記ノ歳入
不足ヲ補填スルコトヲ得テ、六年度ニ於テ
八歳入不足補填公債、即チ所謂赤字公債ヲ
發行スルノ必要ナキニ至ル見込デアッタノ
デアリマス

故ニ政府ハ減債基金繰入額中四千四百億
万圓ヲ限り是ガ繰入ヲ爲サザルコトヲ得ル
爲メ、法律案ヲ第六十回帝國議會ニ提出シ
タノデアリマスガ、衆議院ガ解散ヲ命ぜラ
レ、其成立ヲ見ルニ至ラナカッタノデアリ
マス、申上ゲル迄モナク一會計年度ニ於ケ
ル歲出ハ、其年度ニ於ケル歲入ヲ以テ支拂
スペキコトハ會計法第三條ニ規定セル所デ
アリマシテ、歲入ガ歲出ニ比シ不足スルコ

トハ法律上ハ固ヨリ財政上ニ於テモ決シテ
許スペカラザルコトデアリマス、我國會計
制度ノ制定以來之ニ違反スルガ如キコトノ
ナカリシハ勿論デアリマス、若シ此歲入缺陥
ヲ補填スルノ確信ナキ場合ニ於テハ、政府
ハ已ムナク政府ノ義務トスル所ノ支拂ヲモ
停止セザルヲ得ザル破目ニ陥リ、斯クシテ
ハ公共ノ安全ヲ保持シ難キコト、相成ル次
第デアリマスカラ、一日モ早ク此歲入缺陥
ヲ補填スルノ必要ヲ認メ、前議會ノ解散後
間モナク、帝國憲法第八條第一項ニ依ル勅
令ノ公布方ヲ奏請シタノデアリマス、而シ
テ本勅令ハ將來尙ホ其效力ヲ存續セシムル
コトヲ必要トシマスノデ、是ガ承諾ヲ求ム
ル爲メ提案致シタ次第アリマス

其次ハ日程第十一、第十二、第十三、此
三件ヲ併セテ説明ヲ致シマス、即チ昭和七
年勅令第六號、同年勅令第十四號及同年勅
令第十九號ノ承諾ヲ求ムル件ニ付キマシテ
簡單ニ説明ヲ致シマス

滿洲事件ノ經費支辨ニ關スル昭和六年度
一般會計追加豫算案竝ニ是ガ財源調達ノ爲
ニ要スル公債發行ニ關スル法律案ヲ第六十
回帝國議會ニ提出致シマシタル所、衆議院
ガ解散ヲ命ぜラレタル爲メ、該豫算案竝ニ
法律案ハ成立ニ至ラナカッタノデアリマス、申
ス迄モナク該追加豫算案ニ掲ゲマシタ經費
ハ緊急缺クベカラザルモノデアリマス、而
シテ一般會計歲計ノ状況ハ多額ノ歲入不足
ヲ生ジ、是ガ補填ノ爲メ減債基金繰入ノ一
部停止ヲモ必要トスル有様デアリマスカラ
ラ、其財源ハ公債ニ依ルコトヲ必要ト致シ
タノデアリマス、然ルニ當時ハ衆議院解散
後總選舉前デアリマシテ、到底其欠債ニ關
スル法律案ニ付キ帝國議會ノ協賛ヲ得ルコ
トハ不可能ノ狀態デアリマシタカラ、「一千
九十一萬圓ヲ限り公債ヲ發行スルノ途ヲ開
ク爲メ、本年一月三十一日ニ憲法第七十條
ノ規定ニ依リ、昭和七年勅令第六號ガ公布
セラレタ次第アリマス、尙ホ其後主トシ

テ上海方面ノ状況ノ變化ニ依リ、又満洲方
面ニモ急迫ナル所要ガアリマシテ、經費ノ
増額ヲ要スペキ事態ニ立至タノデアリマ
スガ、申スマデモナク是ガ經費ハ緊急缺
ケバカラザルモノデアリマシテ、其財源ヲ
公債ニ依ルノ必要アルコト、茲ニ是ガ起債
法ニ付キ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ許サル
事情ノアツタコトハ、前回ノ緊急處分ト同様
タノデアリマス、仍テ本年二月十五日ニ憲
法第七十條ノ規定ニ依リ昭和六年勅令第
四號ガ公布セラレタノデアリマス
更ニ其後ニ至リマシテ主トシテ上海方面
ノ状況ノ變化ニ依リ、更ニ經費ノ増額ヲ要
スペキ事態ガ生ジタノデアリマス、而シテ
是ガ經費ハ、緊急缺クベカラザルモノニア
リマシテ、其財源モ前二回同様公債ニ依ル
ノ必要ガアツタノデアリマスガ、是ガ起債法
ノ協賛ニ付テハ、帝國議會ノ開會ヲ待ツコ
トヲ許サル急迫ナル状態ニアリマシタノ
デ、前二回ノ緊急處分ニ依ル起債額ノ外、
更ニ三千五百万圓ヲ限リ公債ヲ發行スルノ途
ヲ開ク爲メ、本年三月三日憲法第七十條ノ
規定ニ依リ、昭和七年勅令第十九號ガ公布
セラレタ次第アリマス

第三回緊急處分ニ依ル借入金ヲ財源トシタルモノ、即チ二月十六日支出勅裁ヲ經タルモノ、陸軍省所管千六百三十四万餘圓、海軍省所管千六百九万餘圓、計三千三百八十四万餘圓、所管百八十二万餘圓、計千四百九十六万餘圓、右三者合計六千九百七十一万餘圓デアリマス、以上三回ノ緊急處分ニ對シマシテ御審議ノ上何卒速ニ御承諾アランコトヲ望ミマス(拍手)○議長(秋田清君)質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——小川郷太郎君○小川郷太郎君登壇)
〔小川郷太郎君登壇〕
先づ第一ニ公債政策ニ付テ御同致シタイノデアリマス、只今大藏大臣ハ昭和七年勅令第七號、國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件ニ付テ御説明ガアリマシタ、其所謂減債基金ノ繰入一部停止ト云フモノハ畢竟スルニ昭和六年度ニ於キマシテ歳入缺陷ガアルカラシテ、之ヲ補填スル爲ニヤッタト云フコトデアリマス、私ハ昭和六年度ノ豫算ニ付キマシテ先刻カラ質問ヲシテ居リイ事ガアフタノデアリマス、又同ジ問題ガ關聯致シマスノデ、モウ少シ之ヲ質シテ見タイト思ヒマス、先づ第一ニ伺ヒタイノハ、マシタケレドモ、遺憾ナガラ其要領ヲ得ナイ事ガアフタノデアリマス、又同ジ問題ガ關聯致シマスノデ、モウ少シ之ヲ質シテ見タイト思ヒマス、併シ臨時議會ヲ三月ニ於テ開クト致シマシタナラバ、此臨時議會ニ之ヲ提案シテ協賛ヲ求メテ然ルベキモノデハナイカト思フノデアリマス、然ルニ之ヲ堅

勅令ニ依テ権審院ニ諮詢ヲシテ、此減債基金ノ繰入一部停止ヲシタト云フコトハ、是ハドウ云フ譯デアルカ、斯ノ如ク急ガナケレバナラヌト云フ理由ガ何處ニアルノデアリマセウカ、法規ノ上カラ致シマシテモ、此臨時議會ニ提案シタナラバ十分間ニ合フコト、思フノデアリマス、此臨時議會ニ提案シテ間ニ合ハナイト云フナラバ、其理由ヲ明ニシテ貴ヒタイノデアリマス、恐ラクハ政府ハ之ヲ急イダ所以ノモノハ、選舉取締費用ト云フモノヲ捻り出スニ於テ困難シタ結果デハナイカト思フノデアリマス(拍手)選舉取締費用ト云フモノヲ捻り出ス所ガナインデアリマス、ソレガ故ニ遂ニ減債基金繰入一部停止ヲヤルコトニナックノデアラウト思フノデアリマス、併シ此減債費用ト云フモノハ確カ國庫剩餘金ヨリ之ヲ支辨ストシテアラタ思ヒマス、國庫剩餘金ト云フモノハドウシテ出テ來タノデアリマセウカ、或ハ昭和五年度ノ決算ニ於キマシテ多少ノ剩餘金ガ出テ來タ、其剩餘金ヲ昭和六年度ニ繰入レタ、併シ昭和六年度モ歳入缺陷ガアル、赤字公債ヲ出サナケレバナラヌ、減債基金ノ繰入ヲ一部停止シナケレバナラナイ、サウ云フ風ナ狀態ニ於キマシテハ、其昭和五年度カラ昭和六年度ニ繰入レタ、所謂形ダケノ剩餘金ト云フモノニアッテ、本當ノ剩餘金ト云フモノデナイト思フノデアリマス、其剩餘金ヲ以テ選舉取締費用ト云フモノヲ支辨スルト云フコトハ、私ハ是ハ適當ナ處置デナイト考ヘルノデアリマス、若シサウ云フコトデナインラバ茲ニ臨時議會ヲ開クト致シマシテ、此緊急勅マスト云フト、減債基金ノ一部停止、即チ國債償還ノ一部ヲ割イテ選舉取締ニ用ヒタ

ト云フコトニナルト思フノデアリマス、(拍手)是ハ私ハ公債政策士カラ致シマシテ甚ダ不穏當ナル處置デアラウト考ヘルノデアリマス
尙ホ減債基金ノ一部繰入ト云フコトニ付キマシテ、其政策ニ付テ私ハ御伺致シタインデアリマス、一體減債基金ト云フモノハ今日迄ノ歴史ヲ考ヘテ見マスルト云フト、其初メハ高橋現大藏大臣ガ抜ハレタト考ヘテ居リマス、而シテ此減債基金ノ繰入ヲ止メルト云フヤウナコトヲセラレタノモ亦高橋大藏大臣デアリマシテ、大正九年頃ニ於キマシテ儲カ此減債基金ノ繰入ヲ止メルト云フコトヲヤラレタノデアリマス、之ヲ拵ヘラレタ者ガ高橋大藏大臣デアッテ、之ヲ打壊ス者ガ高橋大藏大臣デアル(拍手)又今回ニ於キマシテ二度減債基金ノ繰入ヲ止メルト云フコトニナツノデアル、全體減債基金制度ト云フモノヲオモチヤニスルノハ誰デアルカ、高橋大藏大臣其人デアル、何故ニ減債基金ヲ設ケタノデアリマスカ、減債基金ヲ設ケルヤウナ精神ガアルナラバ、減債基金ヲ打壊スト云フコトハ甚ダ不都合ナコトデアルト言ハナケレバナラヌ、其減債基金ト云フモノガ、或ハ之ヲ起シ、或ハ之ヲ止メルト云フナラバ、日本ノ財政ノ上ニ於テ意義ガ無イ、殊ニ現政府ハ非常ナ巨額ノ公債ヲ起サウシテ居ラレル、其額ニ付キ金ト云フモノガ、或ハ之ヲ起シ、或ハ之ヲマシテハ先刻伺ヒマシタケレドモ御答ニナリマゼメ、恐ラクハ世間傳フル所ニ依レバテ減債基金ノ繰入一部停止ト云フモノハ、少クトモ七、八億位ノ公債ハ起サレルノダラウト思フノデス、此公債ヲ巨額ニ起サウトル時分ニ於テ減債基金ノ市價ヲ維持スルニ於キマシテ私ハ非常ニ不都合ナコトデアルト思フ、少クテ十分ノ力ガアルト思フノデアリマス、少クテモ減債基金ト云フモノガ起サレタ理由ノクトモ公債ノ市價ヲ維持スルニ於キマシテ

今減債基金ヲ四千四百万圓操入ヲ停止シマス、昭和七年度ニ於テモ恐らくハ巨額ノ繰入停止ヲセラレルノダラウト思ヒマス、サウ云フ風ナ公債ヲ償還スル資金ガ茲ニ無イト云フコトアレバ、公債ノ値段ガ下ルコトニ於キマシテ之ヲ支持スル力ガ無イト云フコトニナリマス、サナキダニ公債額ガナルガ爲ニ公債ノ値が下テ居リマス、又金ノ輸出禁止ヲセラレマンテ爲替ガ下ルト云ハ下テ居リマスデス、公債證券ノ値段ガリマスレバ其價格ニ依、テ新シク起サレル公債ノ發行價格ヲ決メナケレバナルマイト思フノデアリマス、低イ所ノ發行價格ヲ以テ巨額ノ公債ヲ起サウト致シマシタナラバ、私ハ國庫ノ損失ト云フモノハ極メテナルモノガアルト思フノデアル、ソレ故ニテルト云フコトニナリマス、サウシテ其公債額ハ畢竟スルニ手取金カラシテ申シマスト云フト、手取金ガ少イノデアリマスカラシテ、多クノ額面ヲ發行セネバナラヌコトニナルノデアリマス、減債基金ノ繰入一部停止ハ、歳入ノ缺陷ヲ補填スルト云フ一時ノ急ニ追ハレタノデアリマセウケレドモ、其及ボス所ノ影響ト云フモノハ決シテ小サイモノデハナイ、寧ロ財政ニ向テ非常イ影響ヲ及ボスモノデアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス(拍手)政府ノ此點ニ付テノ觀ル所ハ如何デアリマスカ、吾ニ國家ノ財政ニ對シテ惡イ影響ヲ及ボスバカリデナク、是ハ金融機關ニ對シマシテ非常ナ惡イ影響ヲ及ボスモノデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、公債證券ノ價ノ下ルト云フコトハ、少クトモ銀行ニ取りマシテハ非常ニ打撃デアリマス、近來公債證券ガ非常ニ下テ居リマシテ、金融業者ハ非常ニ是ガ爲

ニ苦シニ居ルト思フノデアリマス、貸借對照表ニ於キマシテ、有價證券、殊ニ公債證券ノ評價ト云フモノガ非常ニ少クナツテ來マス、サウシマスト云フト、銀行ノ貸借對照表ノ上ニ於キマシテ、假令他ニ於テ利益ヲ致シマシテモ銀行ノ計算ハ損ニナルト云コトニナリマス、是ニ於キマシテ高橋藏相モ公債ヲ優遇スルト云フコトヲ考ヘラレテ居ルヤウニ聞クノデアリマス、公債ヲ優遇セラレルト云フコトハドウ云フ御考デアリマスカ、或ハ發行價額ヲ以テ貸借對照表ノ價額ヲ決メルト云フコトニスルノデアリマスカ、縱シサウ云フコトニ致シマシテモ、實際ノ「バランス・シート」ト云フモノハ私ハ揃テ居ナイト思フノデアリマス、即チ銀行ニ於テハソレダケノ財産ガ無イモノヲ有ルトスルト云フコトニナルノデアリマスカラ、サウ云フコトハ即チ銀行ノ信用ヲ害スルコトニナルノデアリマス、高橋大藏大臣ノ公債ヲ優遇スルト云フコトガ、若シサウ云フ點ニアルノナラバ是ハ私ハ銀行ノ信用ヲ失ハシムルコトニ歸著スルト思フノデアリマス(拍手)サナキダニ貨幣ノ價值ガ下テ居ル、サウ云フ政策ヲ現政府ハ行ハレテ居リマス、貨幣價值ガ下^レテ居ルト云フモノ値段ヲ下ゲル政策ヲ執ル、一方ニ於テハシテ預金ヲ少クスルト云フ結果ヲ齎シテ敢テ顧ミナイ(拍手)斯ウ云フ風ニ致シマシテ金融機關ト云フモノハドウシテ立^レテ行クデアリマセウ、私ハ此減債基金ノ繰入停止ト云フコトガ遂ニ金融機關ヲ資力スシサウ云フ風ニ致シマシテ現政府ノ政策ト云フモノガ畢竟產業資金ト云フモノヲ融通スペキ所ニ……

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 静肅ニ願ヒマス

○小川郷太郎君(續) 銀行資金ハ乏シクナ

ルト云フコトニナルノデアリマスカラ、政

府ガ一方ニ於テ産業ヲ振興シヨウト致シマ

シテモ、サウ云フヤウナ金融状態ヲ齎スニ

於キマシテハ、其目的ヲ達スルコトハ出來

ナイト思フノデアリマス(拍手)私ハ此減債

基金ノ一部繰入停止ト云フコトガ金融界ニ

及ボス影響ノ頗ル大ナルモノアルヲ憂フル

者デアリマスガ、大藏大臣ハ之ニ付キマシ

テ何等ノ憂ナシトセラレルノデアリマセウ

カ、之ニ付キマシテ大藏大臣ノ所見ヲ聽キ

タイノデアリマス(拍手)

次ニ金ノ輸出禁止、金ノ兌換停止ノ政策

ニ付キマシテ質問シヨウト思ヒマス、金ノ

輸出禁止ニ對スル理由ニ付キマシテ第一ニ

伺ヒタインデアリマス、次ニ金ノ輸出禁止

ニ付キマシテ質問シヨウト思ヒマス、金ノ

輸出禁止ノ理由ニ付キマシテ第一ニ

スルト云フヤウナ理由ニ付キマシテ御伺

色々説明ガアリマシタガ、私ハ特ニ此場合

ニ付キマシテ、質問ヲシタインハ、政府ガ金

ノ輸出禁止ニ依リマシテ、財界ノ好轉ヲ期

ス、金ノ輸出禁止ノ理由ニ至リマシテ、御伺

フシタイト思フノデアリマス、大藏大臣ハ

第六十議會ノ傍頭ニ於キマシテ、次ノヤウ

ナ演説ヲサレテ居リマス、「金ノ輸出再禁止

ノ安定ニ向ハシメントスル時局匡救ノ第一

歩デアルト信ジマス、之ニ依リ不自然ナリ

シ爲替相場ハ低落シ、物價ハ對内的ニ騰貴

シ、對外的ニハ却テ低落スルノ道理ニ基キ

モ好影響ヲ及ボシ、不況打開ノ曙光ガ茲ニ

現ハレタノデアリマス」斯ウ云フ風ニ説明

サレテ居リマス、政府ハ此理論ニ依リマシ

テ、選舉ヲセラレタノデアリマス、即チ金

ノ輸出禁止、ソレガ財界ノ好轉ヲ齎スモノ

デアル、斯ウ云フコトデアリマス、私ハ其

理由ニ付キマシテ、疑ヲ持ツモノデアリマ

ス、而シテ其實際ハ確ニ裏切ラレテ居ルト

思フノデアリマス(拍手)其事ヲ私ハ是カラ

ルト云フコトニナルノデアリマスカラ、政

府ガ一方ニ於テ産業ヲ振興シヨウト致シマ

シテモ、サウ云フヤウナ金融状態ヲ齎スニ

於キマシテハ、其目的ヲ達スルコトハ出來

ナイト思フノデアリマス(拍手)私ハ此減債

基金ノ一部繰入停止ト云フコトガ金融界ニ

及ボス影響ノ頗ル大ナルモノアルヲ憂フル

者デアリマスガ、大藏大臣ハ之ニ付キマシ

テ何等ノ憂ナシトセラレルノデアリマセウ

カ、之ニ付キマシテ大藏大臣ノ所見ヲ聽キ

タイノデアリマス(拍手)

次ニ金ノ輸出禁止、金ノ兌換停止ノ政策

ニ付キマシテ質問シヨウト思ヒマス、金ノ

輸出禁止ニ對スル理由ニ付キマシテ第一ニ

スルト云フヤウナ理由ニ付キマシテ御伺

色々説明ガアリマシタガ、私ハ特ニ此場合

ニ付キマシテ、質問ヲシタインハ、政府ガ金

ノ輸出禁止ニ依リマシテ、財界ノ好轉ヲ期

ス、金ノ輸出禁止ノ理由ニ至リマシテ、御伺

フシタイト思フノデアリマス、大藏大臣ハ

第六十議會ノ傍頭ニ於キマシテ、次ノヤウ

ナ演説ヲサレテ居リマス、「金ノ輸出再禁止

ノ安定ニ向ハシメントスル時局匡救ノ第一

歩デアルト信ジマス、之ニ依リ不自然ナリ

シ爲替相場ハ低落シ、物價ハ對内的ニ騰貴

シ、對外的ニハ却テ低落スルノ道理ニ基キ

モ好影響ヲ及ボシ、不況打開ノ曙光ガ茲ニ

現ハレタノデアリマス」斯ウ云フ風ニ説明

サレテ居リマス、政府ハ此理論ニ依リマシ

テ、選舉ヲセラレタノデアリマス、即チ金

ノ輸出禁止、ソレガ財界ノ好轉ヲ齎スモノ

デアル、斯ウ云フコトデアリマス、私ハ其

ノデアリマス、此資本家ノ中ニハサウ云フ

コトヲ理由ニシタ者モアリマス位デアリマ

スカラ、今日貨幣價值ガ下タカラト云

スカレ、(拍手)官吏カラ言ヒマスレバ、官吏ハ政府

ガ一方ニ於テ金ノ輸出禁止ヲシテ、貨幣價

値ガ下ルカラ、俸給ハ實質的ニ減ゼラレル

ト同ジコトデアル、實質的ニ減俸ガ行ハレ

ガ上ル、是ガ故ニ嘗テ金ノ輸出禁止ヲ豫想シ

テ弗買ヲシタ者ハ非常ニ儲ケタノデアリマ

ス、棉花其他ノ輸入ヲシタ所ノ者ハ、思惑

ニ依テ爲替相場ガ下リ、サウシテ物價ガ

上ル、是ガ故ニ嘗テ金ノ輸出禁止ヲ豫想シ

テ弗買ヲシタ者ハ非常ニ儲ケタノデアリマ

ス(拍手)即チ是ハ官吏ニ對シテ二重ノ減

俸給ケタノデアル、併シソレハ日本ノ國力

ラ言ヒマスルト、少數ノ人デス、少數ノ資

本家ハ、政友會ノ此金ノ輸出禁止ノ政策ニ

依テ非常ナ儲ケタシタノデアリマス(拍

手)然ルニ大衆ハドウデアッカト申シマス

ルト、決シテサウデナインデアリマス、貨

幣價值ノ下落ヲシタト云フコトハ、物價ハ

上タクデアリマセウガ、人ノ報酬ハ少シモ

上ダナインデアリマス、人ノ貯銀、俸給、

其他ノモノハ依然トシテ元ノ通リデアリマ

スルト云フヤウナ理由ニ付キマシテ御伺

フシタイト思フノデアリマス、大藏大臣ハ

第六十議會ノ傍頭ニ於キマシテ、次ノヤウ

ナ演説ヲサレテ居リマス、「金ノ輸出再禁止

ノ安定ニ向ハシメントスル時局匡救ノ第一

歩デアルト信ジマス、之ニ依リ不自然ナリ

シ爲替相場ハ低落シ、物價ハ對内的ニ騰貴

シ、對外的ニハ却テ低落スルノ道理ニ基キ

ミマシテ、更ガ産業ヲ刺戟スルカ、好景氣

ヲ來スモノデアルカト云フコトニ付テ考察

シテ見タイト思フノデアリマス、今申上げ

モノガ收入ヲ増サナイト云フコトデアリマス、金

ノ輸出禁止ニ依テ貨幣價值ヲ下ゲテ、物

價ヲ上ゲタ、併ナガラ大衆ノ購買力ハ増進

セナイ、大衆ノ購買力ハ増進セナイガ、唯

物價ダケ上テ、ドウシテ好景氣ガ出テ來ル

デアリマセウ、私ハ物價ガ上テ國民大衆

ノ購買力ガ進ニ伴ハナイデ、物價ノ騰貴

ノミニ於テ果シテ好景氣ガ來ルモノト考へ

ガアッテ初メテ好景氣ト云フモノガ期待セ

ラレルト思フノデアリマスガ、政府ハ國民

ノ購買力ノ増進ニ伴ハナイデ、物價ノ騰貴

ノミニ於テ果シテ好景氣ガ來ルモノト考へ

ラレルノデアリマスカ、此點ニ付キマシテ

政府ノ考ハ間違テ居ルト思ヒマスガ、如

何デアリマスカ(拍手)國民多數ノ購買力ハ

増サナイガ、併シ商人ノ間デハ或ハ先ニ物

ガ高クナラウト云フコトデ、商品ノ先高ヲ

見越シマシテ買物ガアッタデアリマセウ、ソ

レデアリマスカラ、一時的ニ何カ景氣が出

ルンデヤナイカト云フヤウナ形ガアッタカ

モ知レマセウ、併ナガラ最後ノ消費者デア

ル所ノ大衆ガ購買力ヲ増シテ居ナイ限り

ハ、トドノ詰リソレガ現ハレテ來マシテ、

ソコニ財界ノ行詰リガ起ルノデハナイカ、

ガアッテ下ゲルコトガ出來ナイノデアリマス

テ、商人ノ利益ト云フモノハ見出スコトガ

出来ナクナルノデハナイカト思フノデアリ

マス、現ニ最近ノ物價ノ狀態ヲ見マスト云

フト、卸賣ニ於キマシテハ相當上テ居ル

ヤウデアリマスガ、小賣ノ上リ方ハ之ニ伴

コトガ茲ニ現ハレテ來テ居ルノダト思フノ

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

デアリマス、政府ハ是モ尙ホ景氣ガ段々好クナルト言ハレマスカ、尙ホ次ニ政府ハ對外的ニハ物價ガ下ル、即チ爲替ガ下ヅテ、サウシテ貿易ニ好影響ヲ來ス、輸入ガ少クナツテ、輸出ガ多クナルト云フヤウナコトヲ考ヘラレタノデアラウト思ヒマス、所デ私ハ茲ニ爲替相場ガ下リツ、アルト云フコト、爲替相場ガ常ニ動搖シテ止マナイト云フコト、是ガ果シテ外國貿易ニ好影響ヲ來スデアリマセウカ、第一ニ爲替相場ガ變動シテ止マナイ、變動シテ止マナイト云フコトニナリマスレバ、取引ガ投機化スルノデアリマス、正常ナル取引ハ行ハレナイコトニナリマス、現ニ昭和三年ニ於キマシテ、爲替相場ガ非常ニ變動シタ、正金銀行ノ建値ニ於キマシテモ、確カ一年ニ九十一回變シタト思ヒマスガ、サウ云フ風ニ變シテ來テハ取引ガ出來ナイ、其取引ガ出來ナイト云フ所ノ苦痛ガ遂ニ凝シテ金解禁ノ運動ナツタト思ヒマス、現ニ生絲業者ノ如キ、爲替ガ下ヅテモ宜イヂヤナイカト考ヘラレル者スラ金解禁ノ運動ヲスルニ至ダタノデアリマス、其コトハ私ハマダ日本國民ノ忘レテ居ナイ所デアルト思フ(拍手)今日ニナツテ果セル哉政府ガ金ノ輸出禁止ヲ致シマシテ以來、爲替相場ガ變動シテ止マナイ、是ハ私ハ國民全體ガ苦痛ニシテ居ルト思フガ、殊ニ貿易業者が非常ニ苦痛トシテ居ル所デアルト思フノデアリマス、斯ウ云フ風デドウシテ外國貿易ト云フモノガ都合好ク行クデアリマセウカ、次ニ爲替相場ガ下ルト云フ影響ヲ考ヘテ見マスレバ、今後ニ於テ爲替相場ガ下ルト致シマシタナラバ、輸入ヲ輸入ハ却テ多クナリ、輸出ハ少クナルト云セントスル者ハ取急イデヤルト云フコトニナリマスシ、輸出ハ先づ控ヘテ置ケバ宜イト云フコトニナルダラウト思フ(拍手)ソレガ一時トハ言ヘナイ、何トナレバ此爲替相場ハ何處マデ下ルカ分ラナイノデアリマス、既

ニサウ云フ傾向ヲ持テ居ルノデアリマス
カラ、ソレガ一時的ト云ソノガ永ク續クト
云フコトニナルト思フノデアリマス、尙ホ
爲替ノ安イト云フコトガ、外國ニ輸出ヲス
ルニ都合ガ好イト言ハレマス、其理論ヲ取シ
テ茲ニ當嵌メテ見アスト、ソレハ外國ガ好景
氣ノ時分ナラ宜シイ、併シ今日ハ世界ノ不
景氣デアリマシテ、而モソレガ非常ニ深刻
ニナツテ來テ居ル、ソレヲ言ヒ換ヘテ見レ
バ、外國ガ十分ノ購買力ヲ持タナイト云フ
コトデアリマス、爲替安ニ依テ日本ノ商品
ガ安クナルト致シマシテモ、外國ガ十分ニ
物ヲ買フ力ヲ持テ居ナイノデアリマス、尙
ホ進ミマシテ今日ハ外國ガ盛ニ關稅ノ障壁
ヲ高クスル、殊ニ金ノ輸出禁止ヲシテ、爲
替相場ガ下ツテ、ソレガ爲ニ品物ヲ安ク輸
出スルト云ヤウナ國ガアルト致シマスナ
ラバ、サウ云フ國カラ來ル所ノ品物ニ對シ
テハ關稅ヲ高ク課ケル、所謂爲替「ダンビン
グ」、關稅ヲ課ケルト云フコトガ一般ニ行ハ
レテ來テ居ルノデアリマス、現ニ日本ノ商
品モ外國カラ斯ウ云フ法律ノ適用ヲ受ケマ
シテ、高イ關稅ヲ課ケラレルト云フコトニ
ナツテ居ルト思フノデアリマス、斯ウ云フ
ヤウナ環境ノ下デドウシテ外國貿易ガ益々
好クナルト云フコトガ言ハレルデアリマセ
ウカ、政府ノ考へラレテ居ル所ノ好景氣論
ト云フモノハ、茲ニ非常ニ大キナ間違ガ
アルト思フ、物價ガ高ケレバ好景氣デアル
ト簡単ニ考へラレテ居ル、ソレニ依テ第一
ニ國內ノ購買力ガ高マラナイト云フコトヲ
見逃ガシテ居リマス、第二ハ外國ガ不景
氣デアツテ、購買力ガ好クナイト云フコトヲ
見逃ガシテ居リマス、第三ニハ關稅ガ高ク
ナツテ、日本ノ品物ガ旨ク外國ニ出テ行カ
ナイト云フコトヲ見逃ガサレテ居ルノデア
リマス、理論ニ於テ茲ニ好景氣ガ到來スル
ト云フコトハ考へラレナインデアリマス、
又之ヲ實際ノ上カラ見マシテモ、政府ノ發
表サレテ居リマス所ノ外國貿易ノ概算ニ付

貿易兌換禁止ニ關スル件) (承諾ヲ求ムル件) 尚
テ見マヌラバ之ヲ實際ニ證明シテ居リマ
ス、即チ三月二十日マデノ累計ニ依テ見マ
スト輸入ハ激増シ、輸出ハ激減シテ居リマ
ス、詰リ輸出ハ五千万圓程ヲ減ジ、輸入ハ
六千万圓ヲ増シテ居ルヤウニ思ヒマス、而
モ入超ノ額ハ一億二千八百万圓ニ達シテ居
リマス、近來ニナイコトデアリマス、政府
ハ金ノ輸出禁止ヲシテ好景氣ヲ來スト言ハ
レマスケレドモ、前年ニ比シマシテ貿易ト
云フモノハスノ如ク慘メナコトニナッテ居
リマス、是デ尙ホ政府ハ景氣ガ好クナッタ
ト言ハレルノデアリマスカ、是デ尙ホ貿易
ガ好クナッタト言ハレルノデアリマスカ、事
實ハ確ニ之ヲ裏切、テ居リマス、總選舉ニ
於テ好景氣ニナルカラ政友會ニ投票セヨト
言ハレマシタガ、今日ハ不景氣デ好景氣ニ
ハナツテ居リマセヌ、私ハ國民ヲ欺ク是ヨ
リ甚ダシキモノハナイト考ヘルノデアリマ
ス

僅カノ期間ノ内ニ兌換恢復ヲスルト云フ
考ヲ御持チアリマスカ、之ヲ伺ヒタイノ
デアリマス、勿論兌換銀行券ノ金貨兌換ヲ
爲スコトヲ得ズト規定シテ、當分ノ内サウ
云フコトニシテ置イテ、後ニ之ヲ元ヘ戻ス
ト云フナラバ、其條文カラ讀ンデ見マスト
云フト、金本位制度ヲ恢復スル、金ノ解禁
ヲスル、而モ舊平價解禁ヲスルト云フコト
ニ讀マレマスガ、政府ハ果シテサウ云フコ
トヲ考ヘテ居ラレルノデアルカ、ソレトモ
此兌換恢復ヲスルト云フニ當ツテハ、所謂世
間ニ傳^シテ居ル言葉ヲ茲ニ用ヒルナラバ、新
平價デ金ノ解禁ヲスルト云フコトニ考ヘラ
レテ居ルノカ、新平價デ金ノ解禁ヲスルト
云フノナラバ、ドウ云フ所ニ一つノ目標ヲ
置カレルノデアルカ、之ヲ伺ヒタイノデア
リマス、ヨモヤ政府ハ當分ト云フコトハ、
何時カ分ラナイ、何年經ツカ分ラナイト云フ
ヤウナコトハ言ハレナイトノデス、現
ニ此緊急勅令ガ樞密院ニ於テ議セラレマシ
タ時分ニ、樞密院ニ於キマシテ希望決議ガ
アッタ思ヒマス、其希望決議ニハ斯ウ云
フコトガ書イテアルヤウデアリマス、兌換
停止ハ變態的ノ手段デアリ、貨幣ノ信用ヲ
失ウト共ニ種々ノ弊害ヲ伴ウ虞アリ、仍テ
政府ハ其重大ナルニ顧ミ、今後ノ善後處置
ヲ謀ラザルヤウ努ムルト共ニ、成ベク速ニ
常道ニ復スルコトニ全力ヲ盡サレタシ、成
ベク速ニ常道ニ復スルコトニ全力ヲ盡サレ
タシト樞密院ハ希望シテ居ルノデアリマシ
テ、政府ガ此時ニ於キマシテ、必ヤ之ヲ諒
トセラレタノデアラウト思フノデス、速ニ
ト言ハレル限りハ、私ハ政府ニ一定ノ期間
ノ考ハ、ソコニナケリヤナラヌト思フノデ
アリマス（拍手）若シ一定ノ期間ニ金兌換恢
復シ、金ノ解禁ヲスルト云フコトデアレバ、
之ニ對シテ私ハ準備ノ政策ト云フモノガ考
ヘラレナケレバナラヌト思フノデアリマ
ス、少クトモ貨幣價値ガ下リツ、アル今日
ニ於キマシテ、其貨幣價値ヲ下ゲナイヤウ

ニスルト云フコトガ、第一ニ考ヘラレナケレバナルマイト思フノデアリマス（拍手）又之ヲ爲替相場ノ現状カラ考ヘマシテモ、政府ノ豫期スル所ト違ヒマシテ、財界ト云フモノハ益々悪イノデアリマス、ソレハ爲替相場ガ變動スルコトニ依リ、爲替相場ガ下落スルコトニ依ツテ來テ居ルト思フノデアリマスカラシテ、其財界ガ惡クナルト云フコトヲ防ギ止メテ行クト云フ方面カラ見マシテモ、爲替ノ變動ト云フモノヲ抑ヘテ行フテ、爲替ノ下落ト云フモノヲ抑ヘテ行フテ、所謂爲替ノ安定ヲ圖ラナケレバナラヌト思フノデアリマス、政府ハ此點ニ於テドウ云フ風ニ考ヘテ居ラレルノデアリマスカ、私ノ聞ク所ニ依リマスルト、政府ハ爲替ニ對シマシテ放任スル、何處迄下テモ宜イト云フ考デアルトモ讀メマス、若シ何處迄下テモ宜イト云フ考ガナイナラバ、ドノ點ニ於テ爲替相場ヲ安定シヨウト考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）

ノデアリマス、爲替相場ガ現状ニ於キマシテハ下フテ止ミマセヌデス、之ヲ安定セシメルト云フ方法ヲ與リ聽キタイノデアリマス、爲替相場ガ現状ニ於キマシテ居リマス所ノ政策ヲ茲ニ一々舉ガマシテ、ソレニ付テノ御考ヲ聽キタイト思フノデアリマス、少クトモ爲替相場ガ下ガラナイヤウニ、貨幣ノ價值ヲ下ダナイヤウニスルニ付キマシテハ、第一番ニハ私ハ國際貸借ヲ良クシテ行カナケレバナルマイト思フ、國際貸借ノ均衡ヲ圖ラナケレバナルマイト思ヒマス、第二ニハ國家財政ニ於キマシテモ、地方財政ニ於キマシテモ、收入支出ノ均衡ヲ圖ラナケレバナルヌト思フノデアリマス、第三ニハ通貨ノ膨脹ヲ防ギ止メナケレバナラヌト思フノデアリマス、是等ノ問題ニ付キマシテ政府ハドウ云フ風ニ考ヘテ居ラレマスカヲ伺ヒタインデアリマス、國際貸借ノ均衡ヲ得マセヌケレバ爲替ガ下落シテ行クト云フコトハ當然デアリマス、故ニ爲替相場ヲ安定シヨウト思ヘバ國際貸借ノ均衡ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、是ハ殆ド自明ノ理デアリマス、然ルニ政府ノ今日マデ爲サッテ居ル所ノ政策ヲ見マスルニ、少シモ此點ニハ觸レテ居リマセヌ、現ニ今マデ申上ゲマシタ通りニ入超ハ非常ニ多クナッテ來テ居ルノデアリマス、國際貸借ハ段々惡クナルノデアリマス、次ニ財政ノ收支ノ均衡ヲ得マセヌケレバ國家ノ信用ト云モノハ害サレルノデアリマス、國家ノ信用ガ害セラレマシテ爲替ノ良クナル理由ハアリマセヌ、ソレ故ニ財政ノ收入支出ノ均衡ヲ圖ルト云フコトガ大切デアリマス、然ルニ現内閣ノ財政政策ヲ見マスト云フト、全ク此要求ニ逆行シテ居ルト思フノデアリマス、第一ニ政府ハ高物價政策ヲ執ルテ居ルノデアリマス、高物價政策ヲ爲替ハ下リ物價ガ上ル、ソレハ宜シイ、物價ガ上ルト云フコトニ付キマシテ、私ハ財政

ノ上ニ於キマシテハ收入ハ直チニ多クナラ
ナイト思フノデアリマス、今日ノ租稅制度
ト云フモノカラ考ヘテ見マスレバ、サウ云
フ風ニ收入ハ多クナリマセヌ、今日マデノ
租稅制度ハ、例ヘバ地租ニ於キマシテモ物
價ガ上タカラト云々テ決シテ多クナラナイ
ノデアリマス、或ハ酒稅ニ於キマシテモ物
價ガ上タカラト云々テ酒稅ノ收入ハ多クナ
ラナイノデアリマス……

○議長(秋田善君) 静肅ニ……

○小川郷太郎君(續) 私ハ決シテ物價ガ
上タカラト云々テ反射的ニ歳入ト云フモノ
ハ多クナラナイト思フノデアリマス、然ル
ニ歳出ノ方ハ反射的ニ多クナルノデアリマ
ス、政府ガ物ヲ買ハナケレバナラヌト云フ
必要ニ迫ラレル以上ハ、物件費ハ當然膨脹
スルノデアリマス、故ニ此高物價政策カラ
ダケ考ヘテ見マシテモ、收入支出ノ均衡ハ
取レナイヤウニナリマス、其上ニ持ツテ行
テ政府ハ放漫積極政策ヲ行ハレヨウトン
居ルノデアリマス、偶、前内閣ニ於キマシ
テ行政整理、財政整理ヲ企テ、置キマスト
云フト、現政府ハ段々之ヲ崩シテ行カレル
ノデアリマス、私ハ崩シテ行カレルコトノ
善イ惡イハ別論トシテ置キマス、併ナガラ
政府ノ收入ノ均衡ノ上ニ於キマシテハ、惡
イ結果ガ生ジテ來ルコトハ明カデアリマス
(拍手)

更ニ政府ハ産業五年計畫ヲ實行サレント
シテ居リマスガ、其善惡ハ此處ニ論ジマセ
ヌガ、兎ニ角モ政府ノ財政ノ上ニ於テ收支
ノ均衡ヲ破ルコトニナルト云フコトハ明カ
デアリマス、尙ホ政府ハ——政友會が野黨
時代ニ於キマシテモ國民ニ懇ヘラレテ居リ
マスガ、減稅五千万圓ヲ約束セラレテ居ル
ト思フノデアリマスガ、政府ハ今日ニ於テ
此公約ヲ實行セラレルノデアリマセウカ、
之ヲ實行セラレルナラバ收入支出ノ均衡ハ
益、取レナクナリマス、故ニ政府ガ今日マデ

聲明ヲシテ居ル政策ヲ行ハントスレバ、財政上ノ收支ノ均衡ハ益々破レテ行クト云フコトニナリマス、ソレニ依シテ私ハ爲替相場ノ維持ハ出來ナイト云フコトニナルト思フノデアリマスガ、爲替相場ノ維持ヲシヨウト云フコト、政友會ノ政策ト云フコト、ハ明ニ茲ニ矛盾ヲ致シマス（拍手）政府ハ此矛盾ヲドウシテ解キマスカ、何方ヲ採ルノデアリマスカ、之ヲ伺ヒタノイデアリマス。最後ニ御伺シタイ問題ハ通貨膨脹ノ問題デアリマス、私ハ金ノ輸出禁止ヲ致シマスト云フト、動モスレバ通貨ノ膨脹ヲ招キ易イト思ヒマス、現政府ハ通貨膨脹ニ付キマシテハ積極的ノ御意見ヲ有シテ居ラレルノデハナイカト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテ高橋大藏大臣が極メテ虚心坦懐ニ考ヘテ居ラレルコトヲ發表サレタイト思フノデアリマス、私等ハ世間ノ見テ居ル所カラ言ヒマスト云フト、高橋大藏大臣ハ「インフレーションニスト」デアル、通貨膨脹ヲ常ニ併シ通貨ノ膨脹致シマスト云フコトニナリマスレバ物價カ上^シテ來マセウ、金ノ輸出禁止ニ依シテノ影響ト云フモノヲ受ケテ、更ニ物價ヲ高クスルコトニナリマセウ、貨幣價值ハ下リマセウ、貨幣價值ガ下レバ矢張爲替相場ハ下^シテ來ルノデアリマス、茲ニ於キシテ爲替相場ヲ維持スルト云フ考ト、通貨ヲ膨脹スルト云フ考トガ、又茲ニ矛盾ヲ致シマス、政府ハ此點ニ於キマシテ此矛盾ヲドウ解カウトシテ居ラレルノデアリマスカ、政府ハ金利政策ト致シマシテ低金利ヲ唱ヘラレテ居リマス、現ニ日本銀行ノ金利ヲ下ゲラレマシタ、是ハ確ニ民間ニ多クノ資金ヲ融通シヨウ、銀行券ヲ多ク發行シテモ敢テ辭セナイ、斯^ク云フ態度ヲ茲ニ示サレタノデアラウト思ヒマスノデ、此點ニ於キマシテ確ニ通貨ノ膨脹セシメヨウト云フコトヲ明白ニ語ラレテ居ルト思ヒマス。更ニ財政政策カラ申上^シマスナラバ、非

ス、私ハ先刻此問題ニ付キマシテ高橋大臣ニ尋ねマシタケレドモ、軍事公債ニ付キマシテハ約二億五千万圓ト云フヤウナ數字ハ明ニ知リ得マシタケレドモ、其他ノ赤字公債或ハ産業公債、其他色々ノ公債ニ付キマシテ政府ノ見ル所ヲ明ニセラレマセヌカランシテ、其額ハ私ハ茲ニ申上ガルコトハ出来マセヌケレドモ、兎ニ角非常ナ巨額ノ公債ヲ起スニアラザレバ財政ノ料理ハ出来ナイト考ヘマス（拍手）サウ致シマスト此巨額ノ公債ハ誰ガ引受ケルカト言ヒマスト、大藏省預金部ハ二億圓足ラズノ應募力シカ有ツテ居リマセヌ、民間ノ銀行家其他ノ者ガ應募力ヲ有ツテ居ルカト言ヒマスノニ、今日ノ財界デハ私ハムツカシイト思フ、現ニ高橋大藏大臣ハ政友會ノ會ニ臨マレマシテ、民間ニ應募力ガ十分ナイト云フコトヲ言ハレタヤニ聞キマスガ、眞實デアリマスカ、ドウウデアリマスカ存ジマセヌガ、併シ高橋大臣ニ今日ノ財界ヲ透キ通シテ見ル明ガアレバ、私ハサウ言ハレルノガ當然デアルト思フノデアリマス（拍手）果シテ然リト致シマスナラバ、此巨額ノ公債ヲ引受ケル所ノモノハ日本銀行ヨリ外ニハナイト思ヒマス、日本銀行ガ之ヲ引受ケルト云フコトニナレバ、當然通貨ノ膨脹トナッテ來ルノデアリマス、故ニ斯ウ云フ方面カラ見マシテモ、現内閣ハ通貨ノ膨脹ヲシテ敢テ憚ラナイ、ノデアリマスカラ不換紙幣デアリマスガ、斯ウ云フ態度ヲ示シテ居ルモノト考ヘマス（拍手）サウ云フ風ニナッテ來マスト云フト、今日ノ通貨トハ言フモノ、兌換ガ出來ナイノデアリマスカラ不換紙幣デアリマスガ、不換紙幣ガ濫發セラレルコトニナルノデアリマス、不換紙幣ガ濫發セラレマシテ止マル所ヲ知ラナイト云フコトニナリマシタナルバ、ソニコニ私ハ日本ノ財界ニ於キマシテ、ガ起ルノデハナイカト思フノデアリマス

第一ニ物價ハ騰ルガ労働ノ賃銀或ハ官吏ノ俸給ト云フモノハ之ニ依テ直ゲ騰テ來マセヌカラ、其處ニドウシテモ社會問題ガ起ルト思ヒマス、而シテ又片方ニハ預金ヤ貯金ヤ其他ノ一定ノ金額ヲ得ル所ノモノハ其價値ガ減ジテ行クノデアリマス、一體不換紙幣ガ濫發セラレテ其貨幣價値ガ下ル時分ニ於キマシテハ、國民ガ勤勉努力スル必要ガナクナテ來ルノデアリマス、是ハ私ハ獨逸ノ例ヲ引クトハ申上ゲマセヌケレドモ、不換紙幣ノ濫發セラレタ時分ニハサウ云フ風ニナッテ來ルノデアリマシテ、茲ニ私ハ日本ノ國民經濟ト云フモノガ……
〔議長退席副議長著席〕

或ニ付テ誤解ヲ抱イテ居ラレルヤウデアル、
金ト云フモノヲ廢シタトカ、破タトカ云
フヤウニ御話ニナシタ、是ハ決シテ廢シモ
シナイ、又政府ノ義務トシテ減債基金ヲ用
フベキモノノデアル、又外國ニ對シテ澤山ナ
債務ヲ有シテ居ル我國デアリマスカラ、其
元利金ヲ返スト云フヤウナコトハ、是ハド
ウシテモ實行シテ行カナケレバナラヌ、其
餘裕ヲ存シテ置ク、其他ノモノハ政府ノ自
由處分ニ屬シテ居ルモノデアル、ソレニ今
度手ヲ著ケタ——從來此公債ヲ市場カラ買
フト云フコトハドウ云フ風ニ實行サレテ居
ルカ、是ハ時ノ政府ガ隨分苦慮シタモノデ
アル、或ハ時ニ依ルト専任ノ仲買ノヤウナ
者ニ言付ケテ、賣物ニ出ル公債ヲ買フ、或
ハ時ニハ興業銀行ヲシテ賣物ヲ買ハセル、
或ハ日本銀行ト云フヤウニ、種々ノ手段ヲ
用ヒタノデアル、イザ政府ガ公債ヲ買フト
云フ——ソレカラ時機ハドウカト云フト、
何時デモ公債ヲ發行スルト云フ場合ニ多イ
ノデアル、公債ヲ新ニ發行スル時ニ於テ市
價ガ下ヲテ居ラテハ困ルカラ、其市價ヲ上ゲ
ルト云フ政策ニ此減債基金ノ自由ニ處分ス
ル部分ガ用ヒラレテ居ル、而シテ仲買ヲ使
ヒ、或ハ特殊銀行ヲ使ヒテヤッテ見タ所ガデ
ス、是等モ矢張銀行員ガ自ラ市場ニ出ル譯
ニハ行カナイカラシテ、其銀行ガ信用スル
所ノ仲買ヲ使フシカナイ、サウスルト此仲
買ナル者ガ公債ヲ持ヒテ居ル者ヲ豫テ調べ
テ置ク、其所有者ガ賣リタクモナイモノヲ
勸メテ、今ガ賣時デス、政府ガ買フカラ賣
時デス、今ニ下ツラ又御買ヒナサイト言
ウテ、賣ル氣ノナイ者マデ賣ラセル、ソレ
ハナゼカト云フト、自分達ノ口錢ニナル、
サウ云フ弊ガ百出シタ、ソコデ今度ノコト
ハ政府ガ義務トシテ買ハネバナラヌモノハ
御承知ノ通り身元保證金ヤ何カニ入シテ居
ルモノモアル、併シ自由ニ買フモノニ手ヲ
著ケタ、之ニ手ヲ著ケナケレバ……

〔副議長退席議長復席〕
四千四百万圓ト云フモノハ公債ノ増發ヲシ
ナケレバナラヌ、寧ロ其自由ニ使フ減債基
金ヲ一般會計カラシテ基金ニ繰入レルコト
ヲ止メテ、サウシテ公債ノ發行額ヲ減シタ
方ガ宜イト云フコトデ今度ヤツノデアル、
而シテ之ヲ全體ニ、減債基金ヲ將來廢スル
ナド、云フコトハ、私ハ言ウタコトモナ
シ、又考ヘタコトモナイ、國力ガ充實シテ來
タ場合ニ於テハ、成ベク早ク是ヲ復活シタ
イト云フノガ私ノ考デアリ、希望デアル
ソレカラ御話ノ順ガ色々アルケレドモ、
其順ニ一寸書留メタノデアリマスガ、物價
ガ上ル、是ハ金ノ再禁止ヲシタ結果ニ付テ
ノ御議論ノヤウデアル、物價ハ貨幣價值ガ
下ツカカラ上ル、併ナガラ一般ノ國民ノ購買
力ハソレデ増シテ居ラヌ、斯ウ云フ御議論
デアル、一體サウ云フコトヲ論ズルニモ實
際家トシテハ、金再禁止以來マダ年月ノ經
タナイ今日ニ於テ、實際家トシテハサウ云
フコトヲ論ズベキモノデナイ、併ナガラ茲
ニ論ズル人ニ於テ過チガアリ、考違ガアル
ト云フコトハ言ハザルヲ得ナイ、物價ト云
モノハ一體何デアルカ、人ノ効キデアリ
マス、六圓ノ米ガ七圓ニナッテ一圓高クナ
タラ、米ハ高クナル、併シ其米ハ百姓ガ作
ルモノデアル、然ラバ其百姓ノ効キガ一圓
高クナッタ見ナケレバナラヌ、凡ソ物體ニ
シテ人ノ効キニ成ラザルモノハナイ、其効
キガ高クナルト云フノハ、即チ購買力ヲ增
スト云フコトニナル（購買力ハ殖エナイデ
ハナイカ）「質銀ハドウシタ」ト呼フ者アリ
金ノ解禁ニシロ、金ノ禁止ニシロ、其時ヤツ
タカラ直グ掌ヲ反シタヤウニ現レルモノデ
ハナイノデアル
ソレカラ頻ニ爲替相場ノ變動ト云フコト
ニ重キヲ置ク、前政府ガ金ノ解禁ヲシタノ
モ矢張爲替相場ニ重キヲ置イタ、即チ外國
貿易ニ重キヲ置イタ結果カラ來テ居ル、
私ハ既ニ金再禁止ニ付テハ、此前ノ六十議

會ニ於テ申上ゲテアルノデアル、今日ハ世界ノ大勢ヲ見マスト、何レノ國モ先ヅ自國ノ產業ノ力ヲ充實スルト云フコトヲ以テ第一トシテ居ル、外ニ關スル事ハ第二トシテ居ル、即チ此政府ハ基礎ヲ我國ノ國內ノ產業ノ力ヲ充實スルコトヲ以テ第一トシテ居ル(拍手)茲ニ大ニ變ツテ居ル……

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 静肅ニ……

○國務大臣(高橋是清君)(續) ソレデ内ヲ第一トシテ外ノ事ヲ第二トスルト云フコトガ此政府ノ建前ナノデアル――

○議長(秋田清君) 静肅ニ……

○國務大臣(高橋是清君)(續) ソレカラ何カ樞密院ノコトヲ言ハレタガ、是ハドウ云フ所カラサウ云フコトヲ御聽キニナルカ知ラヌケレドモ、樞密院ノ審議ト云フモノハ公ニスベキモノデナイ、其事ニ付テ答辯スル必要モナカラウ

ソレカラ新平價デ今後ヤルノカ、舊平價デヤルノカ、是ハ誰デモ聽キタカラウ、先ノ思惑ヲシタ人ハ……(拍手)ソンナ事ガ今日言ヘルモノデハナイ

ソレカラ政友會内閣ハ五箇年計畫ガアルトカ、或ハ高橋ハ豫テ「インフレーシヨニスト」通貨膨脹主義者デアルト言フ、一體通貨ト云フモノノ何ト考ヘテ居ルカ、農商工ノ正當ナ取引ニ對シテ必要ナモノハソレダケ通貨ガ殖エテ宜イ譯デアル(拍手)唯ソレガ投機ヤ思惑ニ其金ガ行クノハ宜クナイガ、國ノ農商工ノ正當ナ取引ノ上ニ於テ通貨ノ必要ガ起レバ、ソレダケ供給シテ差支ナイ(拍手)ソレダケ御答致シマス(拍手)

(小川郷太郎君登壇)

○小川郷太郎君 私ハ先刻色々ニ付テ伺ツタノデアリマスガ、高橋大臣ハ之ニ對シテ御答ニナラナイデス、其偶、御答ニナダタ所モ頗ル要ヲ得テ居リマセヌ、何ノ事カ少シモ分リマセヌ

第一ニ減債基金ノ繰入一部停止ト云フコ
トニ付キマシテ、公債ノ市價ヲ上ダル必
要ノアル時分ニハ、即チ公債ヲ發行スル場合
ニ多クアルノデアル、サウ答ヘラレテ居リ
マスガ、現政府ハ公債ヲ多ク發行サレヨウ
トシテ居ルノデアリマス、故ニ其「ブロー
カー」ガドウデアラウガ斯ウデアラウガ、ソ
レハ先ヅ措キマスガ、市價ヲ上ゲテ置ク必
要ハナイノデアリマスカ、市價ガ上ガルト
云フコトガ公債ノ發行ニハ都合ガ好イ状態
デハアリマセヌカ、ソレハ如何ニ御考ヘニ
ナルカ……

ヲ言ハレマシタガ、一體昭和六年度ニ歳入
ノ超過ガアルノカドウカ、赤字ハドレ位ニ
ナルノデアルカドウカ、サウ云フコトヲ伺フ
タノデアリマスガソレニ御答ニナラナイ、
其點ニ於キマシテ物昭和六年度ノ財政状態
ヲツ明ニシテ貰ヒタイデス
ソレカラ次ニ此物價ト云フコトニ付キマ
シテ、高橋大蔵大臣が答ヘラレタ所ハ、私
ノ不幸ニシテ了解スルコトノ出來ナイ所デ
アリマス、物ガ上レバ人ノ効キガ能ク酬ヒ
ラレルト云フヤウナコトヲ申サレマシタ
ガ、ソレデハ物價ガ上レバ賃銀モ上ルト意

居ラレルノカモ知レマセヌガ、併シ今日ハ勞働階級ト致シマシテハ、唯勞銀ダケヲ効イテ居ルノデス、貨幣價値ガ下タテ勞銀ガ元ノ通りデアッテ、其人ノ効キガドウシテ酬イラレテ居リマスカ、ソレガ今日ノ問題デス、社會問題ハ其處カラ出來テ來テ居ルノデアリマス、物價ガ上タカラシテ、人ノ賃銀ガ上タラナイデモ等社會問題ハ起ラナイト言ハレルノデアリマスガ、ソレナラバ私ハ現代ノ問題ヲ解釋スルコトハ出來ナイト思ヒマス
爲替相場ニ關聯致シマシテ御答ニナタコトモ能ク分リマセヌ、私ハ此爲替相場ト云フコトニ付テ、安定スル考ヲ有タテ居ルノデアルカドウデアルカト聽イタノデアリマス、ソレニ對シテ御答ヲ願ヒタインデス、自國ノ產業ヲ充實スル方ガ宜イノデアル、何ダカ外國貿易ト云フモノガ、自國ノ產業カラ見マスト云フト、輕イモノデアルト云フヤウナ口吻デ御話ガアリマシタ、私ハ其點ニ付キマシテモ非常ナ疑タ持ツ者デアリマス、實際自國ノ產業ト云フモノト、輸入輸出ト云フモノ、關係ト云フモノハ、私ハ密接ニシテ離ルベカラザルモノガアルト思

フノデアリマス(拍手)現ニ今日ニ於キマシテモ、生絲ニ付キマンシテ考ヘテモ直ぐ分ルデアリマセウ、生絲ト云フモノハ、繭カラ生絲ニ至ルマデ自國ノ產業デアリマセウ、併ナガラ是ガ旨ク賣レテ行カナイ、爲替相場ノ關係モアッテ、生絲ガ十分ニ賣レテ行カナイ、農民ノ懷合ヒモ良クナテ來ナイ、シテモ、私ハ爲替相場ハ三割五六分位トテ居ルト思フノデアリマスガ、生絲ハドウデアルカト云ヘバ、生絲ノ上々テ居ルノハ一割位ノモノデアラウト思フノデス、アトハ全ク買取ル所ノ亞米利加ノ人間ニ爲替ノ差益ト云フモノヲ儲ケサシテ居ルノデアリマス、デ爲替相場ト云フコトヲ眼中ニ置カナケレバ如何デアリマスカ、爲替相場ガ下々タク爲ニ日本ノ生絲業者ト云フモノハ十分ニ儲ケテ居リマセヌ、亞米利加人ガ儲ケテ居リマス、ソレデ、爲替相場ハ關係アリマセヌカ、現ニ生絲ノ値段ガ上ラナイ、サウスルト繭ノ相場モ相當上々テ行カナイ、農民ハドウ致シマスカ、農民ハソレガ爲ニ非常ニ苦シンデ居ルデハアリセヌカ、高橋サンハ農村ニモ好景氣ヲ來シテ居ルト言ハレルカモ知レマセヌガ、斯ウ云フ狀態デハ農村ノ好景氣ト云フモノハ齋セマセヌ(拍手)尙ホ斯ウ云フ具體的問題ニ付テ御答ヲ願ヒタイ、爲替相場ハドツチニナッテモ宜シイ、斯ウ言ハレマスカドウデアリマスカ、私ハ尙ホ答ヲセラレルデアラウト思フガ、ソレハドウバ當分ノ内ニ又止メルト云フコトニナリマテ茲ニ争ツテ居ルノデハアリマセヌ、唯緊急勅令ニモアリマス通リニ金貨ノ兌換停止ト度ガアルカ、短キ期間ニ於テ必ズ兌換回復ヲセラレルデアラウト思フガ、ソレハドウベヘルカ、ソレヲ聽イテ居ルノデアリマス、

少クトモサウ云フ風ナ目度ガアルトシタナラバ、ソレニ應ジテ金ノ解禁ヲヤル、舊平價デヤルカ、新平價デヤルカ、其新平價デヤルカ、聽キタカラウト言ハレタ、ケデ、其答ガ與ヘラレテ居リマセヌ、其答ハナイノデアリマスカ、人ガ思惑ヲシタイカラシテ、サウ云フ質問ヲスルグラウ、ソレハ私ハ質問者ニ對シテ考へナイコトヲ以テ人ヲ陥レルモノデアラウト思フノデアリマス（拍手）私ハ國家ノ大政策ニ付テ聽イテ居ルノデアリマス、私ハサウ云フヤウナ事ハ——思惑ヲスルトカセヌトカ、サウ云フ事ハ毛頭考へマセヌ、是ハ國家ノ一大問題デアリマス、政府ハ宜シク此點ニ付テ明白ニ御答ニナルベキデアリマス

ト云ウテモ政治家トシテハ、卑怯千萬ノ振舞
デアリマスルノミナラズ（拍手）立憲治下ノ政
府トシテ決シテ議會ヲ重ンズル所以デハナ
イノデアリマス、併シ是ハ姑ク別問題ト致
シマシテ、斯ノ如キ次第ゴザリマスルカ
ラ、吾々ノ質問ハ前議會ニ於テハ其機會ヲ
得ズ、又此議會ニ於テハ其時ヲ得ナインデゴ
ザイマスルガ、併シ是ガ爲ニ吾々ハ決シテ
質問ヲ拋棄スルモノデハナイ、總選舉後ニ新
ニ起リマシタ問題ヲ併セテ、來ルベキ特別
議會キデ質問ヲ留保スルヨリ外ニ道ハナイ
ノデアリマスルガ、併シ此際國家ノ爲ニ最
早猶豫スルコトノ出來ナイ二三ノ重大事件
ガゴザリマスルカラ、此事件ソミニ限リマ
シテハ、有ユル政治問題ヲ措キマシテモ、
他ノ同僚ト共ニ、特ニ政府ニ對シテ質問ヲ
致サネバナラヌノデアリマス。

其第一ハ本年一月八日、帝都櫻田門外ニ
於テ起リマシタ所ノ彼ノ大逆事件、此大逆
事件ニ對スル政府ノ責任ニ關スルコトデア
リマス、諸君、吾々ハ萬世一系ノ皇室ヲ戴
ク名譽アル國民ノ代表者トシテ、而モ國民
代表ノ府タル此議會ニ於キマシテ、斯ノ如
キ問題ニ關シテ政府ノ責任ヲ糾サネバナラ
ヌコトヲ悲ミマス、若シ政府當局者ニシテ
皇室ノ尊キコトヲ知リ、諸般ノ國務中、最
モ大切ナル護衛警察ニ付テ周到ナル注意ヲ
怠ラナカッタナラバ、彼ガ如キ事件ハ必ず起
ラナカッタニ相違ナイ、若シ又是ガ起リマシ
タ後ニ於テモ、苟モ當時輔弼ノ責任ヲ擔フ
所ノ國務大臣タルモノガ、我ガ深遠ナル國
體觀念ヲ基トシ、是ヨリ生ズル所ノ國民的
最高ノ道德、降テ憲法上ニ於ケル責任ノ所
在ヲ辨ヘテ居リマスルナラバ、今日此議會
ニ付テ、確ニ怠慢ノ誹ヲ免レナカッタ
コトガ、彼ノ重大ナル事件ヲ惹起シタ所ノ
大ナル原因デアリマス、而モ事後ニ於ケル

政府ノ態度、犬養首相ヲ初トシテ、各國務
大臣ノ態度ヲ見マスルト、此重大事件ニ對
スル有ユル責任ヲ回避シ、名ヲ優謨ニ藉テ
得ズ、又此議會ニ於テハ其時ヲ得ナインデゴ
ザイマスルガ、併シ是ガ爲ニ吾々ハ決シテ
質問ヲ拋棄スルモノデハナイ、總選舉後ニ新
ニ起リマシタ問題ヲ併セテ、來ルベキ特別
議會キデ質問ヲ留保スルヨリ外ニ道ハナイ
ノデアリマスルガ、併シ此際國家ノ爲ニ最
早猶豫スルコトノ出來ナイ二三ノ重大事件
ガゴザリマスルカラ、此事件ソミニ限リマ
シテハ、有ユル政治問題ヲ措キマシテモ、
他ノ同僚ト共ニ、特ニ政府ニ對シテ質問ヲ
致サネバナラヌノデアリマス。

其第一ハ本年一月八日、帝都櫻田門外ニ
於テ起リマシタ所ノ彼ノ大逆事件、此大逆
事件ニ對スル政府ノ責任ニ關スルコトデア
リマス、諸君、吾々ハ萬世一系ノ皇室ヲ戴
ク名譽アル國民ノ代表者トシテ、而モ國民
代表ノ府タル此議會ニ於キマシテ、斯ノ如
キ問題ニ關シテ政府ノ責任ヲ糾サネバナラ
ヌコトヲ悲ミマス、若シ政府當局者ニシテ
皇室ノ尊キコトヲ知リ、諸般ノ國務中、最
モ大切ナル護衛警察ニ付テ周到ナル注意ヲ
怠ラナカッタナラバ、彼ガ如キ事件ハ必ず起
ラナカッタニ相違ナイ、若シ又是ガ起リマシ
タ後ニ於テモ、苟モ當時輔弼ノ責任ヲ擔フ
所ノ國務大臣タルモノガ、我ガ深遠ナル國
體觀念ヲ基トシ、是ヨリ生ズル所ノ國民的
最高ノ道德、降テ憲法上ニ於ケル責任ノ所
在ヲ辨ヘテ居リマスルナラバ、今日此議會
ニ付テ、確ニ怠慢ノ誹ヲ免レナカッタ
コトガ、彼ノ重大ナル事件ヲ惹起シタ所ノ
大ナル原因デアリマス、而モ事後ニ於ケル

進退ヲ誤リ、恬然トシテ此議會ニ臨マル、
コト、即チ吾々ノ質問寔ニ已ムヲ得ザル所
以デゴザイマシテ、我が憲政史上ノ爲ニ惜
ミテモ尙ホ餘リアルコトデアリマス（拍手）

諸君モ御承知ノ如ク吾々ハ不幸ニシテ今
ヨリ十年以前、即チ大正十二年十二月、同
性質ノ事件ヲ記憶スルノデアリマス、所
謂虎ノ門事件ナルモノデアリマス、當時我
國ハ前古來未會有ノ大震火災ノ後ヲ承ケマ
シテ、精神界ニ於キマシテモ、又物質界ニ
於キマシテモ、非常ナル國難ニ直面シ、時
ノ山本内閣ハ全能力ヲ傾倒シテ、一意專心、
是方對策ニ努力シテ居ル其際ニ於テ、彼ノ事
件ガ突發致シタノデアリマス、山本首相ハ
其責任ノ重大ナルコトヲ自覺シテ、恐懼措
ク所ヲ知ラズ、直ニ閑僚一同ノ辭表ヲ纏メ
テ、閑僚ニ捧呈致シタノデアリマス、然ル
ニ、畏多クモ今日ノ聖上陛下、當時ノ攝政殿
下ニ於カセラレマシテハ、時局重大ノ折柄、
政局ニ變動ヲ及ボ、スコトハ宜シクナイカ
ラ、留テ其職ニ盡セヨト云フ有難キ御詫
手、若シ諸君ノ中ニ於テ一人デモ反對者ガ
アリマスルナラバ、又此處ニ列席セラル、
所ノ閑僚諸君ノ中ニ於テ、一人デモ異議者
ガアリマスルナラバ、吾々ハ誰ンデ其說ヲ
承ラナケレバナリマセヌ、斯ノ如キ次第デ
ゴザイマシテ、斯ル事件ニ直面シタル政府
トシテ執ルベキ途ハ一アツニナシ、事理極
メテ明白デアルニ拘ラズ、今回ノ事件ニ付
シ、國體ノ根本ニ關スル最モ重大ナル問題
デアルカラ、内閣全體ガ責任ヲ負フベキハ
當然デアル、斯ノ如キ重大事件ニ對シテ既
ニ一旦辭表ヲ捧呈シタル以上ハ、假令右ノ
如キ御詫ヲ拜スルトモ、依然トシテ其職ニ
御聽許ヲ御願申スコトガ國務大臣トシテ臣
節ヲ完ウシテ輔弼ノ重責ヲ盡ス所以デア
テ、是ヨリ外ニ執ルベキ途ハ絶對ニ見出ス
コトガ出來ナイ」斯様ニ閑僚ノ意見ガ一決
致シマシタカラ、山本首相ハ更ニ一同ノ辭
表ヲ取纏メテ、閑僚ニ捧呈シ、茲ニ山本内
閣ノ總辭職ガ實現シタコトハ、今日ニ於キ
マシテモ何人モ争フコトノ出來ナイ事實デ
アリマスルノミナラズ、自ラ進ンデ此意見
證人トシテ此處ニ現ハレテ居ラル、ノデア
リマス

諸君、山本内閣ノ執リタル態度ハ正シキ
途デアルカ、正シカラザル途デアリマス
カ、世界無比ノ國體ヲ本トシ、此國體ヲ擁
護スルコトハ、即チ我ガ日本帝國ヲ擁護ス
ル所以デアルコトヲ思ヒ、此根源ヨリ流レ
シテ、精神界ニ於キマシテモ、又物質界ニ
於キマシテモ、非常ナル國難ニ直面シ、時
ノ山本内閣ハ全能力ヲ傾倒シテ、一意專心、
是方對策ニ努力シテ居ル其際ニ於テ、彼ノ事
件ガ突發致シタノデアリマス、山本首相ハ
其責任ノ重大ナルコトヲ自覺シテ、恐懼措
ク所ヲ知ラズ、直ニ閑僚一同ノ辭表ヲ纏メ
テ、閑僚ニ捧呈致シタノデアリマス、然ル
ニ、畏多クモ今日ノ聖上陛下、當時ノ攝政殿
下ニ於カセラレマシテハ、時局重大ノ折柄、
政局ニ變動ヲ及ボ、斯ル事件ニ直面シタル政府
トシテ執ルベキ途ハ一アツニナシ、事理極
メテ明白デアルニ拘ラズ、今回ノ事件ニ付
シ、國體ノ根本ニ關スル最モ重大ナル問題
デアルカラ、内閣全體ガ責任ヲ負フベキハ
當然デアル、斯ノ如キ重大事件ニ對シテ既
ニ一旦辭表ヲ捧呈シタル以上ハ、假令右ノ
如キ御詫ヲ拜スルトモ、依然トシテ其職ニ
御聽許ヲ御願申スコトガ國務大臣トシテ臣
節ヲ完ウシテ輔弼ノ重責ヲ盡ス所以デア
テ、是ヨリ外ニ執ルベキ途ハ絶對ニ見出ス
コトガ出來ナイ」斯様ニ閑僚ノ意見ガ一決
致シマシタカラ、山本首相ハ更ニ一同ノ辭
表ヲ取纏メテ、閑僚ニ捧呈シ、茲ニ山本内
閣ノ總辭職ガ實現シタコトハ、今日ニ於キ
マシテモ何人モ争フコトノ出來ナイ事實デ
アリマスルノミナラズ、自ラ進ンデ此意見
證人トシテ此處ニ現ハレテ居ラル、ノデア
リマス

諸君モ御承知ノ如ク吾々ハ不幸ニシテ今
ヨリ十年以前、即チ大正十二年十二月、同
性質ノ事件ヲ記憶スルノデアリマス、所
謂虎ノ門事件ナルモノデアリマス、當時我
國ハ前古來未會有ノ大震火災ノ後ヲ承ケマ
シテ、精神界ニ於キマシテモ、又物質界ニ
於キマシテモ、非常ナル國難ニ直面シ、時
ノ山本内閣ハ全能力ヲ傾倒シテ、一意專心、
是方對策ニ努力シテ居ル其際ニ於テ、彼ノ事
件ガ突發致シタノデアリマス、山本首相ハ
其責任ノ重大ナルコトヲ自覺シテ、恐懼措
ク所ヲ知ラズ、直ニ閑僚一同ノ辭表ヲ纏メ
テ、閑僚ニ捧呈致シタノデアリマス、然ル
ニ、畏多クモ今日ノ聖上陛下、當時ノ攝政殿
下ニ於カセラレマシテハ、時局重大ノ折柄、
政局ニ變動ヲ及ボ、斯ル事件ニ直面シタル政府
トシテ執ルベキ途ハ一アツニナシ、事理極
メテ明白デアルニ拘ラズ、今回ノ事件ニ付
シ、國體ノ根本ニ關スル最モ重大ナル問題
デアルカラ、内閣全體ガ責任ヲ負フベキハ
當然デアル、斯ノ如キ重大事件ニ對シテ既
ニ一旦辭表ヲ捧呈シタル以上ハ、假令右ノ
如キ御詫ヲ拜スルトモ、依然トシテ其職ニ
御聽許ヲ御願申スコトガ國務大臣トシテ臣
節ヲ完ウシテ輔弼ノ重責ヲ盡ス所以デア
テ、是ヨリ外ニ執ルベキ途ハ絶對ニ見出ス
コトガ出來ナイ」斯様ニ閑僚ノ意見ガ一決
致シマシタカラ、山本首相ハ更ニ一同ノ辭
表ヲ取纏メテ、閑僚ニ捧呈シ、茲ニ山本内
閣ノ總辭職ガ實現シタコトハ、今日ニ於キ
マシテモ何人モ争フコトノ出來ナイ事實デ
アリマスルノミナラズ、自ラ進ンデ此意見
證人トシテ此處ニ現ハレテ居ラル、ノデア
リマス

諸君モ御承知ノ如ク吾々ハ不幸ニシテ今
ヨリ十年以前、即チ大正十二年十二月、同
性質ノ事件ヲ記憶スルノデアリマス、所
謂虎ノ門事件ナルモノデアリマス、當時我
國ハ前古來未會有ノ大震火災ノ後ヲ承ケマ
シテ、精神界ニ於キマシテモ、又物質界ニ
於キマシテモ、非常ナル國難ニ直面シ、時
ノ山本内閣ハ全能力ヲ傾倒シテ、一意專心、
是方對策ニ努力シテ居ル其際ニ於テ、彼ノ事
件ガ突發致シタノデアリマス、山本首相ハ
其責任ノ重大ナルコトヲ自覺シテ、恐懼措
ク所ヲ知ラズ、直ニ閑僚一同ノ辭表ヲ纏メ
テ、閑僚ニ捧呈致シタノデアリマス、然ル
ニ、畏多クモ今日ノ聖上陛下、當時ノ攝政殿
下ニ於カセラレマシテハ、時局重大ノ折柄、
政局ニ變動ヲ及ボ、斯ル事件ニ直面シタル政府
トシテ執ルベキ途ハ一アツニナシ、事理極
メテ明白デアルニ拘ラズ、今回ノ事件ニ付
シ、國體ノ根本ニ關スル最モ重大ナル問題
デアルカラ、内閣全體ガ責任ヲ負フベキハ
當然デアル、斯ノ如キ重大事件ニ對シテ既
ニ一旦辭表ヲ捧呈シタル以上ハ、假令右ノ
如キ御詫ヲ拜スルトモ、依然トシテ其職ニ
御聽許ヲ御願申スコトガ國務大臣トシテ臣
節ヲ完ウシテ輔弼ノ重責ヲ盡ス所以デア
テ、是ヨリ外ニ執ルベキ途ハ絶對ニ見出ス
コトガ出來ナイ」斯様ニ閑僚ノ意見ガ一決
致シマシタカラ、山本首相ハ更ニ一同ノ辭
表ヲ取纏メテ、閑僚ニ捧呈シ、茲ニ山本内
閣ノ總辭職ガ實現シタコトハ、今日ニ於キ
マシテモ何人モ争フコトノ出來ナイ事實デ
アリマスルノミナラズ、自ラ進ンデ此意見
證人トシテ此處ニ現ハレテ居ラル、ノデア
リマス

諸君モ御承知ノ如ク吾々ハ不幸ニシテ今
ヨリ十年以前、即チ大正十二年十二月、同
性質ノ事件ヲ記憶スルノデアリマス、所
謂虎ノ門事件ナルモノデアリマス、當時我
國ハ前古來未會有ノ大震火災ノ後ヲ承ケマ
シテ、精神界ニ於キマシテモ、又物質界ニ
於キマシテモ、非常ナル國難ニ直面シ、時
ノ山本内閣ハ全能力ヲ傾倒シテ、一意專心、
是方對策ニ努力シテ居ル其際ニ於テ、彼ノ事
件ガ突發致シタノデアリマス、山本首相ハ
其責任ノ重大ナルコトヲ自覺シテ、恐懼措
ク所ヲ知ラズ、直ニ閑僚一同ノ辭表ヲ纏メ
テ、閑僚ニ捧呈致シタノデアリマス、然ル
ニ、畏多クモ今日ノ聖上陛下、當時ノ攝政殿
下ニ於カセラレマシテハ、時局重大ノ折柄、
政局ニ變動ヲ及ボ、斯ル事件ニ直面シタル政府
トシテ執ルベキ途ハ一アツニナシ、事理極
メテ明白デアルニ拘ラズ、今回ノ事件ニ付
シ、國體ノ根本ニ關スル最モ重大ナル問題
デアルカラ、内閣全體ガ責任ヲ負フベキハ
當然デアル、斯ノ如キ重大事件ニ對シテ既
ニ一旦辭表ヲ捧呈シタル以上ハ、假令右ノ
如キ御詫ヲ拜スルトモ、依然トシテ其職ニ
御聽許ヲ御願申スコトガ國務大臣トシテ臣
節ヲ完ウシテ輔弼ノ重責ヲ盡ス所以デア
テ、是ヨリ外ニ執ルベキ途ハ絶對ニ見出ス
コトガ出來ナイ」斯様ニ閑僚ノ意見ガ一決
致シマシタカラ、山本首相ハ更ニ一同ノ辭
表ヲ取纏メテ、閑僚ニ捧呈シ、茲ニ山本内
閣ノ總辭職ガ實現シタコトハ、今日ニ於キ
マシテモ何人モ争フコトノ出來ナイ事實デ
アリマスルノミナラズ、自ラ進ンデ此意見
證人トシテ此處ニ現ハレテ居ラル、ノデア
リマス

シタル行動ニ出デネバナラヌ、故ニ山本内閣ノ場合ト同ジク辭表ヲ捧呈スルコトガ臣節ヲ完フル所以デアルト考ヘタト斯様ニ申シテ居ラル、ノデアリマス、其言ヤ極メテ善シ、併シ行ハドウデアリマスカ、初ニハ憲法及ビ政治論ヲ超越シタル重大ナル問題ナリト稱シテ辭表ヲ呈出シテ居リナガラ、後ニ至テハ政治上ノ理由ヲ楯トシテ留任ヲスル、其言フ所ト其行フ所、全ク前後矛盾、日本帝國ノ總理大臣トシテノ定見ガ何處ニアルカ、責任觀念ガ何處ニアルカ分ラナイデハナイカ(拍手)斯ウ云フ無定見ナル斯ウ云フ無責任ナル考ヲ持テ、ドウシテ總理大臣トシテノ職責ヲ完ウスルコトガ出來ルカ

更ニ犬養首相ハ嘗テ大逆事件ニ關シテ内閣ヲ彈劾セラレタルコトガアルノデアリマス、即チ明治四十四年二月ノ二十日、彼ノ幸徳某ノ大逆事件ニ關シテ、時ノ第二次桂内閣ニ向テ、其責任ヲ問フベク彈劾決議案ヲ提出セラレタコトガアル、其決議案ノ中ニ、如何ナルコトヲ知シテ居ルカト云フト、茲ニ其決議案ノ一部ヲ朗讀致シマセウ……(此時發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 静謐ニ願ヒマス

○齋藤隆夫君(續) 「今ヤ陛下御宇ノ下ニ悖逆彼力如キ狂豎ヲ出シ以テ國體ノ尊嚴ヲ汚濁セリ是レ陛下ニ忠誠ナル擧國臣民ノ恐懼惶惑措ク能ハサル所ナリ唯其レ悖逆彼カ如キ狂豎ヲ出ジタルハ閣臣亦責ヲ逃ルルカ得ス彼ヤ閣臣 陛下ノ政府ニ坐シ大政ノ輔弼ニ任シナカラ悖逆ノ企ヲ未然ニ杜絶ス

ル能ハス遂ニ刑獄ヲ起スノ已ムヲ得サルニ至リタル是レ身閣臣トシテ 陛下ノ朝ニ立ツ者ノ自ラ安ムスル所ナル歎願フニ彼等閣臣モ亦衷心ニ安ムセサルモノアル歎一旦罪ヲ戾座ノ下ニ待チタルニ似タリ而モ其意特恩ヲ冀ヒ一タクベイ優旨ノ下ルニ會へハ罪責共ニ滅スト爲シ謂々トシテ自得ノ情ヲ掩ハス是レ人臣タル者君主ニ奉對スルノ道ト爲ス歎將タ大臣タル者ノ輔弼ニ任スル所以ト爲ス歎帝國憲法第五十五條ヲ按スルニ曰ク國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任スト閣臣今ヤ輔弼ノ道ヲ失フコトスノ如シ宜ク自ラ處決シテ元首ニ奉對スルノ責任ヲ明ニスヘシ」斯ノ如キ趣旨ヲ以テ、彼ノ大逆事件ニ關スル責任ヲ問フベク、第二次桂内閣ニ對シテ彈劾案ヲ呈シテ居ラレルノデアリマス、即チ斯ノ如キ大逆事件ヲ起シ、吾ガ皇室ノ尊嚴ヲ傷ケタルコトハ、全ク閣臣ノ責任デアルカラ、自ラ處決シテ、以テ其罪ヲ謝セヨト糾弾シテ居ラレルノデアリマス、即チ前ニハ大逆事件ニ付テ、時ノ内閣ヲ彈劾シ、後ニハ大逆事件ニ付テ、山本首相等ト共ニ、責任ヲ負ウテ處決セラレテ居ルノデアルガ、單リ今回ノ事件ニ當リテハ、彼方如キ態度ヲ執ラレルノハ何故デアルカ

此事ニ付テ前議會ニ於テ貴族院ニ於ケル柳澤伯ノ質問ニ對シテ何ト答ヘテ居ラレルカト云フト、修練ノ結果心境ニ變化ヲ來シタ、平タク言ヘバ考ヘガ變テ來タト云フコトデアリマス、實ニ驚ケキ答辯デハナイカ(拍手)吾々日本臣民ガ、國體ニ對スルコトハ、政治上ノ罪惡デアリマス(拍手)政治上ニ於ケル責任ハ國務大臣自身ニ於テ決定シ、自身ニ於テ解決シ、累ヲ皇室臣タルモノガ、名ヲ聖旨ニ藉リテ進退ヲ決シテ、國務大臣ノ立憲政治ノ下ニ於キマシニ及ボサナイ、是ニ於テ神聖不可侵ノ大則ニ徹底シ、茲ニ責任政治ノ實ガ擧ルノデアリマス(拍手)

然ルニ我國ノ立憲ノ歴史ヲ見マスルト、時ノ國務大臣、或ハ時ノ政治家ガ 陛下ノ

レ出ル所ノ道德觀念、責任觀念モ亦絕對的ノモノデアリマシテ、時ト場合ニ依テ決シテ變化ヲ受クベキモノデハナイノデアリマス、然ルニ犬養首相ノ考デハ、此大切ナル所ノ國體觀念、此大切ナル所ノ道德觀念、此大切ナル所ノ責任觀念ガ、時ト共ニ變化所シテ來ル、今日ト昨日トハ違フ、本年ト昨年トハ違フ、將來又修練ヲ重ネテ行ッタラドウ變ルカ分ラナイト云フノデアル(拍手)此大切ナル所ノ國體觀念ニ付テ、帝國ノ總理大臣タルモノガ、斯ノ如キ動搖常ナキ考ヲ有テ居ル、國民代表ノ任務ヲ擔フ吾々議員ハ、默シテ之ヲ看過スルコトガ出來ル(拍手)吾々ノ背後ニ控ヘテ居ル所ノ日本國民ハ、此犬養首相ノ答辯ヲ聞イタナラバ何ト考ヘルカ、斯ウ云フ總理大臣ニ國家ノ運命ヲ託スルコトヲ承知スルモノデアルカ(拍手)犬養首相ハ退イテ考ヘナケレバナラヌノデアル、犬養首相ハ優謹ヲ惜ニシテ居ラレルノデアル、即チ優謹ヲ拜受シタカラ(拍手)斯ノ如ク立憲政治ノ下ニ於キマシタノデアル(拍手)又大隈内閣ノ下ニ於キマシテ、彼ノ大浦事件ナルモノガ起り、大隈首相以下責任ヲ負ウテ辭表ヲ提出シタノデアリマスガ、此時ニモ優謹ヲ拜シテ留任シタノデアル(拍手)又大隈内閣ノ下ニ於キマシテ、彼ノ大浦事件ナルモノガ起り、大隈首相以下責任ヲ負ウテ辭表ヲ提出シタノデアリマスガ、此時ニモ優謹ヲ拜シテ留任シタノデアル(拍手)又大隈内閣ノ下ニ於キマシテ、彼ノ大浦事件ナルモノガ起り、大隈

優謹ヲ拜シテ進退ヲ決シタル一二ノ實例ヲ見出スノデアリマスガ、憲政未熟ノ時代トハ言ヒナガラ、洵ニ惜シムベキコトデゴザイマシテ、今日ノ政治家ガ決シテ微フベキハ反対ヲセラレタ一人デアリマス、例ヘバ先例デハナイ、而モ斯ノ如キ事件ガ起ル度毎ニ、犬養首相ハ極力是等ノ行動ニ向テハ反対ヲセラレタ一人デアリマス、例ヘバ往年桂公ガ優謹ヲ拜シテ宮中ヲ出テ、政治ノ表面ニ現ハレ、第三次桂内閣ヲ組織シタコトガ、彼ノ憲政擁護運動トナッテ此議會ニ内閣彈劾案ガ現ハレタノデゴザイマスガ、其發頭人一人ハ確カニ犬養首相デアルタノデアル(拍手)又大隈内閣ノ下ニ於キマシテ、彼ノ大浦事件ナルモノガ起り、大隈ノデアルカ、能ク考ヘラレナケレバナラヌ、元來立憲政治ノ下ニ於キマシテ國務大臣タルモノガ、名ヲ聖旨ニ藉リテ進退ヲ決スルコト、是ハ政治上ノ罪惡デアル、所謂袞龍ノ袖ニ隠レテ責任ヲ回避スルモノデアルトシテ、犬養首相ハ是マデ極力反對セラレテ來タノデアル、而モ此二ツノ場合、第三次桂内閣ノ場合モ、第二次大隈内閣ノ場合モ、何レモ政治問題ニ屬スルモノデアリマシテ、政治問題ヲ離レタル所ノ國體問題トハ全然其性質ヲ異ニシ、事ノ輕重、大小、同一ニ論ズベキモノデハナイ、然ルニ純然タル政治問題デスラ名ヲ聖旨ニ藉リテ、極力之ニ反対シテ來タ所ノ犬養首相、

今回ノ事件ニ當シテ自ラ總理大臣トシテ、アノ恐ルベキ大逆事件ヲ惹起シ、其責任ノ重ナルコトヲ自覺シテ辭表ヲ提出シテ居リナガラ、一タビ優謨ヲ拜スルヤ、直ニ辭意ヲ翻シテ其責任ヲ塗抹セントスルハ、抑、何事デアルカ、惟フニ犬養首相ノ留任ノ理由ナシ、ソレ自體ニ於テ何等ノ理由ヲ爲シテ居ラナイ、又犬養首相自身ニ於テモ、是ガ眞ノ理由デアルトハ考ヘテ居ラレナイ。アラウト思フ、然ラ眞ノ理由ハ何處ニ在ルカ、犬養首相ガ留任セラレタル所ノ眞ノ理由ハ何處ニアルカ、犬養首相ノ心境ニハ如何ナルコトガ現ハレテ居ルカ、現内閣成立後日尙ほ淺シ、折角獲得シタル政權ヲ離スコトハ嫌デアル「ノーノ」ト呼ヒ其他發言スル者アリ)是デハナイカ、若シサウデアルナラバ、ソレハ非常ナ誤リデアリマ。内閣ノ辭職ハ政治界ニ於ケル一時ノ出来事デアリマス、之ヲ永遠ナルベキ我ガ國體ニ考ヘ、之ヲ無窮ナルベキ國家ノ生命ニ考ヘマシタナラバ、一内閣ノ辭職、一内閣ノ更迭ノ如キハ問題デハナイ(拍手)犬養内閣ノ十ヤ二十倒レタ所ガ、日本國家ノ基礎ハ少シモ動搖シナ、日本ノ政府、日本ノ國民ガ國體觀念ヲ失フタ時ハ日本帝國ノ基礎ハ崩壊スルノデアリマス(拍手)犬養首相ハ退イテ此間ノ道理ヲ考ヘ、目前ノ功利主義ヲ捨テ、高キ理想界ニ生キントセラル、ナラバ、貴方ガ執ラレタル所ノ行動ハ確ニ誤テ居ル(拍手)上御一人ニ對シ奉り、下萬民ニ對シテ洵ニ相濟マヌコトヲシタト自ラ反省セラレネバナラヌト思フガドウカ、之ヲ吾々ハ尋ねナケレバナラヌノデア

之ヲ要スルニ外國ニ於テハ率ザ知ラズ、我ガ日本帝國ニ於キマシテハ、斯ノ如キ大逆事件ニ直面シタル所ノ政府ハ、彼レヤ此(拍手)是ハ道理ノ上ニ於テ然ルノミナラズ、犬養首相自身ノ是マデノ主張ガ此ニアルノデアリマス、義ニ大逆事件ニ關シテ、第二次桂内閣ヲ彈劾セラレタ事モ、是ガ爲メデアル、山本内閣ノ下ニ於テ、連帶責任ヲ負テ、桂内閣ヲ彈劾セラレタ事モ、是ガ爲メデアルコトハ怪シカラズ、是レ亦犬養首相ノ從來ノ主張デアルノデアリマス、第二次桂内閣ヲ彈劾セラレタ事モ、此趣旨ニ他ナラヌノデアリマス(拍手)、「此問題ヲ政争ノ具ニ供スルモ國務大臣タル者ハ名ヲ聖旨ニ藉テ進退ヲ決スベカラズ、是レ亦犬養首相ノ從來ノ主張デアルノデアリマス、私ハ是ヨリ進ンデ、行政長官トシテノ内務陸軍兩大臣ニ向テ一言御尋ラシテ置キタイコトガアリマス(拍手)、「此問題ヲ政争ノ具ニ供スルト云フコトハ怪シカラヌ」ト呼ヒ其他發言スル者アリ)前内務大臣中橋氏ハ、過日病氣ノ故ヲ以テ辭職セラレマシテ、犬養首相ガ之ヲ兼務シテ居ラレルノデアリマス(拍手)云フコトハ怪シカラヌ」と呼ヒ其他發言スル者多シ。

○議長(秋田清君) 静肅ニ
○齋藤隆夫君(續) 大臣其人ガ送リマシテノ、職責ハ依然トシテ繼續シテ居ル、况シハレタコトハ誤テ居ル、全ク無意味デア、是ガ臣節ヲ全ウスル所以デアルト考ヘタコトガ、却テ臣節ヲ汚ス所以デアッタ言ヘネバナラヌガ、犬養首相ハ之ヲ明言スル、是ガ臣節ヲ全ウスル所以デアルト考ヘタコトガ出來マスカ(拍手)桂内閣、大限内閣ヲ彈劾セラレタルコト、是レ亦全ク自分ノ考ヘ違ヒデアッタ云フコトヲ茲ニ告白セラレネバナラヌノデアリマスルガ、犬養首相ニ付テ責任ヲ負ハレタルコトヲ知ラナ、此責任ヲ負ハナイト云フノデアルカ、犬養首相兼内務大臣ニ於テハ之ニ答ヘラレナケレバナラヌト思フ。

ノデアルカ、申スマデモナク内務大臣デアリマス、内務大臣ハ警察事務ノ執行ニ付テハ監督ノ責任ガアル、殊ニ護衛警察ニ對シテハ一般ノ警察事務ヨリカ更ニ一層重大ナル責任ガアルコトハ申スマデモナイコトデアリマス、然ルニ前内務大臣ハ、此事件ニ付テ何ノ責任ヲ負ウテ居ルカ、吾々ハ前内務大臣ガ警視總監以下ノ屬僚ニ對シテ懲戒處分ヲ要求セラレタコトハ、知テ居リマスルガ、内務大臣自身ニ於テ何等ノ責任ヲ負ハレタルコトヲ聽イテ居ラナイノデアル(拍手)護衛ニ關スル責任ハ、警視總監限りノモノデアッテ、其以上ニ及バナイノデアルカ、若シサウ云フ考ヲ有ラテ居ルノナラバ、ソレハ非常ナ誤リデアリマシテ、警衛ヲ輕ンズルノ甚シキモノデアリマス(拍手)先程述べマシタ山本内閣當時ノ不祥事件ニハレタルコト見ルト「他ノ閣僚諸君ハドウ云フ意見ヲ有テ居ラレルカハ知ラナイガ、閣議ノ席上ニ於テドウ云フコトヲ申シテ居ラレルカト見ルト」他ノ閣僚諸君ハドウ云フ対シテ、時ノ内務大臣後藤新平氏ハ、閣議ノ席上ニ於テドウ云フコトヲ申シテ居ラレルカト見ルト「他ノ閣僚諸君ハドウ云フ意見ヲ有テ居ラレルカハ知ラナイガ、自分ハ何ト考ヘテモ、當面ノ責任者トシテ辭職スルヨリカ外ニ絶對ニ途ハナイ、諸君ニ對シテ深ク陳謝スル」是ハ當然ノコトデアリマス、然ルニ前内務大臣ハ、此重大事件ニ付テ責任ヲ負ハレタルコトヲ知ラナ、此事件ニ付テハ内務大臣ニハ責任ガ無アリマス、然ルニ前内務大臣ハ、此重大事件ニ付テ責任ヲ負ハレタルコトヲ知ラナ、此責任ヲ負ハナイト云フノデアルカ、犬養首相兼内務大臣ニ於テハ之ニ答ヘラレナケレバナラヌト思フ。

次ハ陸軍大臣ニ對シテ一言質問致シテ置キマス、先程申シマシタル如ク、此事件ハ

アリ

○議長(秋田清君) 静肅二二二

○國務大臣(荒木貞夫君)(續) 御話ノ點分

殊ニ私ニ對シテノ御話デアリマシタカ、或ハ國務大臣全體ニ對シテノ御話デアルト有ジテ居リマスルガ、只今總理大臣モ御述べ

ニナリマシタ如クニ、帶モ名ヲ聖旨ニ鞠リ
マスルコト、袞龍ノ袖ニ隠レテ、其退ニ
致シマスルコトハ、一切以後ニ於テモゴザ
イマセヌシ、今日ニ於テモナイノデゴザイ

○齋藤隆夫君 議長

〔發言スル者多シ〕

○議長(秋田清君) 静肅二——静肅二……

〔齋藤院夫看墓碑〕

藤君ノ御發言ノ前ニ一言致シマス、只今公

緊急質問デアリマス、質疑デハナイノデアリマス、質問ハ一回ニ限ルコトガ原則デアリマス。

リマス、質疑ハ三回、斯様ナコトニ相成シテ

居リマスルガ、議長ハ特ニ齋藤君ガ御登壇ニモナリマンタコ、デアリマスカラ、齋藤

君ノ御質問ヲ今一回許シマス、成ベク簡明

ニ御述べ下サランコトヲ希望致シマス

アリ】 〔降り口ト呼ヒ其他發言スル者

○議長(秋田清君) 静肅一一一靜肅一一一

○齋藤隆夫君　犬養首相ノ御答辯ニ依レバ

時局が重力テア、テ此時局未報済テノル幸ハ現内閣ヨリ外ニハナイ、故ニ留任ヲシタ

ノデアル、先程申シマシタ如ク時局ガ重ナ
デアルコトハ初メカラ分フテ居ルノデアル

(「討論デヤナイ」ト呼フ者アリ)辭表提出ノ當時カラ分テ居ルノデアル、時局ガ重大デアルカラ辭職ヲシナイト云フナラバ、何故ニ辭表ヲ提出シタノデアルカ、大義首相ノ答辯ハ、此議場ニ於テハ——此議場ニ於テハサウ云フ答辯ガ通ルカハ知ラナイガ、一步議場ヲ離レテ、民衆ノ前ニ現ハレテ御覽ナサイ、日本國民ハ決シテ承知スル者デハナイ、斯ノ如キ答辯ニ對シテハ、別ニ再び質問ヲスル必要ハアリマセヌ、吾々ハ更ニ今後ニ於ケル政府ノ態度ヲ見テ、他ノ機会ニ於テ、適當ノ處置ヲスル積りデアリマス、今日ハ此以上議論ハ致シマセヌ

○議長(秋田清君) 是ニ於テ緊急質問ヲ終リマシタ——原惣兵衛君

○原惣兵衛君 政府提出、滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案外五件ノ委員長報告ヲ待ツ爲メ、暫時休憩セラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 原君ノ勸議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ暫時休憩ヲ致シマス

午後七時十六分休憩

午後十一時二十分開議

○議長(秋田清君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、後藤亮一君ヨリ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許可致シマス——後藤亮一君

(後藤亮一君登壇)

○後藤亮一君 私ハ議事進行ニ關シテ議長ニ御尋ヲ致シマス、先程來開カレテ居リマシタル特別委員會ニ於ケル狀況ニ付キマシテ、議長ニ少シク御尋ヲ致シタイノデアリマス、特別委員會ニ於ケル狀況ハ、議長ハ親シク是ガ報告ヲ受ケテ居ラレルダラウト信ジテ居リマス、而シテ特別委員會ニ於キマシテハ、民政黨ニ於テ一人ノ質問者ガアリ、無產黨ニ於テ一人ノ質問者ガアリ、之ニ依テ、多數ノ力ニ依テソレ以外ノ質問ハ封鎖サレタノデアリマス(「ノー／＼」)而シテ民政黨ノ田中貢君ハ討論ヲ行ハレ、其討論ニ當リマシテ、未ダ其討論ガ盡キザル半バニシテ委員長ハ之ヲ中止致シタノデアリマス、私ハ第五十九議會ノ當時ノ事ヲ考ヘテ見マスルト、當事野黨ニアリマシタ政友會ノ諸君ニ依テ、相當長イ間ノ質問ガ繰返サレタト云フコトハ、是レ皆サン御承知ノ通リデアリマス、殊ニ私ノ記憶ニ最モ残テ居リマスル所ノモノハ、砂田重政君ノ質問ガ約七時間ニ亘テ繰返サレタト云フ例ヲモ私ハ記憶致シテ居ルノデアリマス(拍手)併ナガラ斯様ナ場合ニ於キマシテハ、少數ナル野黨ノ言論ニ對シテハ、多數ナル所ノ與黨ノ諸君ガ大雅量ヲ示シテ其言論ヲ盡サシムルト云フコトハ、是ハ立憲政治ニ於ケル常道デアル(拍手)然ルニ拘ラズ其結論ハ既ニ明カデアッテ、民政黨ハ軍事費其他ニ於テ、減債基金ノ繰入ヲ除外シテ、其他ノ總テノモノハ贊成ヲスルト云フ意思ヲハキリ致シテ居ルノデアル、之ニ對シテ少數デアル野黨ノ言ハントスル所ハ、多少ノ時間ヲ費シタカラト云フテ、多數ノ横暴ヲ以て之ヲ抑壓スルガ如キハ、立憲政治ヲ冒瀆

スルノ甚シキモノデアル(拍手)斯ル場合ニ
於キマシテ、尙ホ其狀況ヲ申上ゲレバ、吾
吾ハアノ一人ノ討論者デアル田中貢君ノ周
圍ニ起タル事情ヲ一度目撃フシタル者ハ、
是ハ國民ノ選良ヲ送テ居ル所ノ代表機關
タル議會ノ情景デアルカ如何(拍手)諸君一
度此議場ヲ出テ、個人々々ニナッテ自分方
反省ヲ致シタ時ニ、果シテアノ情景方
國家ノ選良タルヤ否ヤト云フコトヲ私ヲ
疑フノデアル(拍手)今ヤ世相ハ洵ニ險
惡デアリマシテ、思想界ノ善導ハ先ツ
國家ノ選良ヲ以テ任ズル所ノ諸君ヨリ
始メナケレバナラヌト私ハ考ヘテ居リ
マス(拍手)然ルニ拘ラズアノ情景、アノ態
度、アノ行動ガ果シテ國民ノ思想ヲ善導ス
ルニ足ルベキ態度デアリマスルカ、諸君ハ
徒ニ彌次ラレルケレドモ、胸ニ手ヲ置テ、
果シテアレガ紳士ノ態度デアルヤ否ヤト云
フコトヲ御考ヘニナッテ見タラ宜イト思フ、
斯ノ如キ實情ノ下ニ今日ノ委員會ハ多數ノ
横暴ナル力ニ依リマシテ、言論ハ徒ニ封鎖
ヲ致サレタノデアリマス、而シテ斯様ナ場
合ニ於ケル所ノ議場ノ整理ハ殆ド出來テ居
ラナカッタノデアル、アレ程騒ギマシテモ、
アレ程多クノ人が發言ノ妨害ヲ致シテモ、
委員長ハ聽イテ聽力ザルガ如キ態度ヲ裝ウ
テ居タ、斯ノ如キ事ハ果シテ私ハ正當ナル
行動デアリシヤ否ヤト云フコトヽ、斯ノ如
キ場合ニ於キマシテ議長ハ之ヲ調査シテ宜
シク再ビ審議セシムルダケノ責任ガアルト
私ハ考ヘルノデアリマス、果シテ如何ナル
議長ハ御考デアリマスルカ、此點ヲ御伺ス
ル次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 後藤亮一君ニ御答致シ

マス、議長ハ特別委員會ノ經過及結果ニ付
テ委員長ヨリ何等ノ報告ヲ受ケテ居リマセ

ヌ、又之ヲ再審議セシムルガ如キコトハ、
議長ニ於テ左様ナ職權ハアリマセヌ——原

惣兵衛君

外ハアリマセヌガ、最早時刻モ切迫シテ居
リマスカラ、本日ハ是ニテ散會致シマス、

次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

午後十一時三十三分散會

○原惣兵衛君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ

提出致シマス、即チ此際日程ヲ追加シテ、
政府提出滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公

債發行ニ關スル法律案、昭和七年勅令第四

號承諾ヲ求ム件、昭和七年勅令第七號承

諾ヲ求ム件、昭和七年勅令第六號承諾ヲ

求ム件、昭和七年勅令第十四號承諾ヲ求

ム件及昭和七年勅令第十九號承諾ヲ求ム

件ノ委員長ノ報告ヲ求メ、逐次其審議ヲ

進メラレンコトヲ望ミマス

〔反対ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 静肅ニ——原君ノ動議

ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕〔反対ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ賛成ノ諸

君ハ起立

〔賛成者 起立〕

○議長(秋田清君) 多數ニアリマス

〔議長異議アリ〕〔反対ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 原君ノ動議ニ對シテ議
長ハ賛否ヲ求メタノデアリマスガ、議長ノ

宣告シタル多數トノ聲ニ對シ反対ノ意味ノ
發言ガ多數アルヤウデアリマス、仍テ是ハ

記名投票ニ依シテ決スルノ外ハアリマセ
ヌ——静肅ニ——御待チナサイ——併ナガ
ラ此賛否ノ決ハ記名投票ニ依シテ決スルノ

衆議院議事速記録第一號中正誤

頁段行誤

六	六	五	一	一一	八	十八名トシ	十八名トシ
二	一	三	四	一四	一八	我ガ陸軍將士	我ガ陸海軍將士
二〇	一〇	一二	七	決議ヲ動力シ	決議ヲ動力シ	決議ヲ動力シ	決議ヲ動力シ
				法治帶	法治帶	法治帶	法治帶
				保安帶	保安帶	保安帶	保安帶
				アリマセス	アリマセス	アリマセス	アリマセス
				御挨拶	御挨拶	御挨拶	御挨拶

官報號外

昭和七年三月二十三日

衆議院議事速記録第二號

四〇